

令和5年1月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

1 番	板 倉 克 典	2 番	那 須 英 二
3 番	小久保 照 枝	4 番	堀 岡 敏 喜
5 番	加 藤 明 由	6 番	佐 藤 仁 志
8 番	江 崎 貴 大	9 番	加 藤 克 之
10番	高 橋 八重典	11番	鈴 木 みどり
12番	早 川 公 二	13番	平 野 広 行
14番	三 浦 義 光	15番	佐 藤 高 清
16番	大 原 功		

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

9 番	加 藤 克 之	10番	高 橋 八重典
-----	---------	-----	---------

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	横 山 和 久
市民生活部長	伊 藤 仁 史	健康福祉部長兼 福祉事務所長	山 下 正 巳
教 育 部 長	柴 田 寿 文	総務部次長兼 企画政策課長	伊 藤 淳 人
健康福祉部次長兼 保険年金課長	服 部 利 恵	会 計 管 理 者	小笠原 己喜雄
教育部次長兼 歴史民俗資料館長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長	佐 藤 雅 人
総 務 課 長	横 江 兼 光	財 政 課 長	立 石 隆 信
人事秘書課長	山 森 隆 彦	防 災 課 長	太 田 高 士
税 務 課 長	岩 田 繁 樹	収 納 課 長	細 野 英 樹
市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋 田 支 所 長	服 部 朋 夫	環 境 課 長	田 口 邦 郎
市民協働課長	藤 井 清 和	観 光 課 長	浅 野 克 教
健康推進課長	山 守 美代子	福 祉 課 長	梅 田 英 明

介護高齢課長兼
総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長兼
いこいの里所長

安井 幹雄

児童課長

飯田 宏基

産業振興課長

上田 忠次

土木課長

神野 忠昭

都市整備課長

三輪 秀樹

下水道課長

水谷 繁樹

会計課長

鈴木 博貴

学校教育課長

渡邊 一弘

生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長

中野 修

図書館長

山田 淳

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐野 智雄

書記 佐藤 文彦

書記 川村 紀子

7 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、加藤克之議員と高橋八重典議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 一般質問

○議長（平野広行君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、江崎貴大議員。

○8番（江崎貴大君） おはようございます。

8番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、2点一般質問をいたします。

1点目、障がい者の就労支援の推進をということで質問いたします。

令和4年10月7日に岡山县総社市に厚生文教委員会で行政視察に伺いました。視察目的は、総社市が取り組んでおられる障がい者千五百人雇用について学ぶためです。現在、我が国では、人と人のつながりが希薄化してきています。そのような社会構造の変化や暮らしの変化を踏まえ、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指すものとして、共生社会という理念が生まれました。

この共生社会とは、全ての人がお互いの権利を尊重し支え合う社会であり、少子高齢化が進む我が国において、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者などが積極的に参加、貢献していくことができる社会でもあります。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合う全員参加型の社会でもあります。この共生社会、あるいは一億総活躍社会の実現に向け、支援学校を卒業した後の働く場所は総社市が担うとの考えの下、障がい者就労の拡充を果たしたのが総社市であります。

また、障害者差別解消法の改正により、民間事業者においても合理的配慮が義務化されることになりました。戸惑うことになるであろう民間事業者に対して、行政としてどのようなサポート体制が整備できるかのアイデアを伺い、共に考えながら解決策を模索していきたいと考え、今回の視察を行いました。この視察を基に、今回の一般質問をしたいと思います。

弥富市においては、令和3年3月に令和5年度までの3年間を計画期間とする第6期弥富市障がい福祉計画と第2期弥富市障がい児福祉計画が策定され、現在取り組んでおられるところかと存じます。その中でも、第6期の中で特筆すべき事項の一つとして就労支援があります。国においては、障がい者の雇用機会創出と職場定着の促進を目的として制定された障害者雇用促進法が令和元年6月に改正され、国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障がい者を雇用するように努めることが明確化され、加えて国及び地方公共団体は、障害者活躍推進計画作成指針に則して、障がい者活躍推進計画を作成し、公表しなければならないこととされました。

また、民間企業や地方自治体などの全ての事業主を対象として、障がい者を雇う割合を定めた基準、法定雇用率の達成が義務づけられており、令和3年3月にはこの法定雇用率が民間企業では2.2%から2.3%へ、国や地方公共団体などでは2.5%から2.6%へ、都道府県などの教育委員会では2.4%から2.5%へとそれぞれ0.1%ずつ引き上げられました。それに伴い、民間企業の対象範囲も、企業規模が45.5人から43.5人へと拡大されています。

まず初めに、市長はどのような思いでこの就労支援の推進を計画の中に入れたのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） おはようございます。

働くことは人生の生きがいにつながる重要な意味を持っております。しかし、障がい者計画策定時のアンケートによりますと、障がいのある人が働くために大切だと思うこととして、障がいのある人に適した仕事の提供や自宅近く、健康状態に合わせた働き方ができること、事業主や職場の人たちが障がい者雇用について十分理解していること等の回答を得ております。

これからの福祉は、互いに助け合うことを基本に、地域で支え合う共助の精神がとても重要であります。何よりも市民の皆様一人一人が尊重され、助け合って生き生きと暮らせるまちにしていきたいと考えております。障がいの有無に関わらず、全ての市民が地域の支え合いや触れ合いなどを通して、住み慣れた地域で生きがいを感じながら安心して自立した生活を送っていただきたいとの願いを具現化するため、計画に盛り込みました。以上でございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 弥富市の第6期障がい福祉計画では、基本目標5で就労支援推進と就労機会確保による自立の促進が掲げられており、障がいのある人が地域で自立した生活を送るために、その適性に応じて能力を十分発揮できるよう、関係機関と連携した就労支援に努めるとともに、就労後も離職することがないような職場の定着支援の必要性、また一般就労

が困難な人の就労訓練の場として、福祉的就労の拡充を図る必要性が書かれております。

総社市では、障がい者千五百人雇用到现在取り組んでいるところですが、リーマンショックにより市内で多くの失業者が出た、こんなときこそ支援すべきは障がい者であるという理念の下、平成23年に障がい者千人雇用として始まりました。総社市の場合、約180人の福祉事業所に通っている障がい者がおり、就業年齢の障がい者が約1,200人いたことによって、5年間で障がい者1,000人雇用という根拠づけをして目標を立てていました。

そこで、数字に関する質問をいたします。本市の障がい者数と一般的な就労年齢の障がい者数をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 令和4年12月21日現在の本市の障がい者数は延べ2,191人です。

内訳としては、身体1,314人、知的371人、精神506人となっています。一般的な就労年齢、18歳から64歳までの障がい者数は延べ956人です。内訳としては、身体332人、知的236人、精神388人です。

なお、この人数については、重複して該当する方が含まれております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 障がい者数全数が、延べ数ですが2,191名おり、そのうち一般的に就労となる年齢層の18歳から64歳の人数が、こちらも延べ数ですが956名とのことでした。

次に、本市の過去3年における障がい者の就労者数はどのようになっているのでしょうか。一般企業で勤務する一般就労とA型就労継続支援事業所やB型就労継続支援事業所のような福祉的就労とを分けて御答弁をお願いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 一般就労者数は把握しておりませんが、福祉的就労者数については、令和元年度は181人、令和2年度は190人、令和3年度は215人です。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 総社市の障がい者千人雇用に倣いますと、弥富市でも実践していると思えば、障がい者七百人雇用とでもなるのでしょうか。障害者雇用促進法においては、先ほどもお話しさせていただきましたが、令和3年3月には法定雇用率が民間企業では2.2%から2.3%へ0.1%ずつ引き上げられ、それに伴い、民間企業の対象範囲も企業規模が45.5人から43.5人へと拡大されました。市内企業の法定雇用率達成状況はどのようになっていると把握されているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） ハローワークに問い合わせたところ、ハローワーク津島管内の数値しか分からないとのことで、法定雇用率達成状況は54.6%との答えでした。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 障がい者の一般就労の状況を把握できない理由をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 福祉的就労の場合は、福祉サービスの給付を行うため、就労系福祉サービスの受給者数が把握できますが、一般就労の場合は、福祉サービスの給付を受けることなく就労しますので、各個人の就労状況を把握することができません。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 総社市では、ハローワークと福祉から就労支援に関する包括協定を締結し、市職員を派遣し常駐させ、市側とハローワークのかけ橋をしています。ハローワーク内に就労支援ルームを設置し、市だけでは十分な対応ができなかった就職困難者への福祉から就労に向けてワンストップで付添い型の綿密な支援を実施することで、就職を希望する障がい者の一般就労支援をはじめ、生活困窮者や日系外国人等に対するチーム支援に取り組んで成果を上げています。福祉面のみならず、雇用面の専門性も必要不可欠であり、福祉から就労へのきめ細かい支援を市とハローワークが共同で実施するこの事業は、なくてはならない存在となっているそうです。

また、障がい者就労人数が福祉事業所しか市役所では把握できていなかったものが、ハローワークと協定を締結することで、一般事業所での障がい者雇用数を把握することができ、目標への道筋を一つつくることができたそうです。本市においても、このようなハローワークとの踏み込んだ連携はできないのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 海部南部自立支援協議会には、ハローワーク津島も参加しており連携しております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 現状、障がい者の一般就労の状況が把握できない現状があると思っております。現状の連携だけでは不十分と考え、踏み込んだ連携についてお伺いしております。踏み込んだ連携ができないのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） ハローワークに問い合わせたところ、弥富市のみの数値についてはハローワークでも把握していないとのことです。ハローワークと連携してということですが、ハローワークについては、今の連携を進めてまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 私たちは総社市に視察して、ハローワークとすごい綿密な連携ができているなど感じ、これは取り入れたほうがいいのではないかと考えて視察報告をさせていた

だき、このように提案させていただいております。今後、ハローワークと踏み込んだ連携、より一般就労についても把握できるような連携を取っていただきたいと要望しておきます。

令和元年改正の障害者雇用促進法により、国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障がい者を雇用するように努めなければならないこととすると責務が明確化されました。以前から弥富市役所においては対応されていることだと思いますが、再度確認させていただきます。

本市役所の法定雇用率における障がい者数は何名になるのでしょうか、また現在の障がい者雇用率及び雇用している障がい者数は幾つでしょうかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山森人事秘書課長。

○人事秘書課長（山森隆彦君） 地方公共団体に定められた法定雇用率は2.6%で、法定雇用率から算出した雇用が必要な障がい者数は11名でございます。本市では、現在8名を雇用しておりますが、障がい者の程度により算出した結果、10名雇用していることとなり、令和4年6月1日現在において、国へ報告した雇用率は2.24%となっております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 毎年、広報「やとみ」などで職員募集の記事を目にし、その中にも障がい者の採用枠の募集もあったかと思います。この3年間の新規障がい者雇用数は何名でしょうか。

○議長（平野広行君） 山森人事秘書課長。

○人事秘書課長（山森隆彦君） 議員御指摘のとおり毎年募集しており、令和2年度から4年度の3年間で、正規職員として採用には至っておりませんが、会計年度任用職員として4名採用し、1名が退職しております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 市役所の障がい者の採用募集状況はどのように認識されているのでしょうか。どれだけの応募があり、何を基準に採用に至る、至らないの判断をしているのか、またどのようなルート、例えば学校からの情報、相談員からの情報などが考えられますが、どのようなルートで志願者が来て、障がい者採用に結びつくのかのようなこともお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山森人事秘書課長。

○人事秘書課長（山森隆彦君） 募集につきましては、学校や相談員からの情報ではありませんが、一般事務職での募集をしている中で、毎年受験申込みはいただいております、今年度も2名の受験申込みがあったところでございます。受験者に対しまして、事務適性検査や教養試験等を実施したところですが、採用には至っておりません。

また、障がい者の雇用確保に向けての動きとしましては、厚生労働省の委託事業者である

海部障害者就業・生活支援センターと連携を図ることにより、会計年度任用職員を採用している実績もございますので、引き続き関係機関との情報共有に努め、障がい者の雇用を促進してまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 障がいのある人を含む全ての人がこの地域で生涯生き生きと暮らせるまちづくりを進めていくためには、福祉に対して正しい理解を深めていかなければなりません。弥富市障がい者計画の基本目標7、ノーマライゼーションの推進においても、障がいや障がいのある人への正しい理解を深められるように諸施策が記載されています。市役所全体の福祉に対する意識の高揚のために、どのようなことを行っているのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 新人職員研修において、弥富市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領と、内閣府が発行する冊子「合理的配慮」を知っていますか？」を配付して意識の高揚を図っております。

また、障がいのある方への配慮の一つとして、全ての窓口には読み書きの支援や筆談が必要な場合にお声がけしていただけるよう案内を表示しており、お申出がある場合には可能な限り対応するよう各課に依頼しております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 平成28年施行の改正障害者雇用促進法により、合理的配慮の提供義務が規定され、事業主に障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務づけられました。弥富市役所においては、障がい種別ごとにどのような合理的配慮の工夫を行っているのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山森人事秘書課長。

○人事秘書課長（山森隆彦君） 本市は、所属長の管理監督責任の下、配属される障がいのある職員の障がい種別に関わらず、働く上で支障となる事情を互いに認識し、本人が円滑に業務遂行できるよう、その支障となっている事情の解決のため、必要な合理的配慮に努めることとしております。業務遂行に当たっては、例えば障がいによって、話し言葉は理解できるが、文章の理解や表現が苦手な方や曖昧な状況にストレスを感じやすい方がいます。このような傾向を持つ方に対しては、業務指示やスケジュールを明確にし、作業手順を具体的かつ簡潔に示すなどの工夫をしております。

また、障がい特性によっては、様々な業務に対処することが大きなストレスや疲労につながりますので、本人の状況に応じて業務量を調整する場合もございます。そのほか、休憩、休暇取得に関して、体調等に配慮し、配属先以外の職員に対しても、障がいの内容や必要な配慮等を説明することで、障がい者が円滑に職務を遂行できるよう、本人の希望を踏まえ、

プライバシーにも十分に配慮し、周囲の人に理解を得られるよう支援しております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 引き続き障がいについて理解してもらい、合理的配慮ができるような環境を整えていただきたいと思います。

市民や市役所の職員が福祉や障がい者に対する理解を深める方法として、身近で一緒になって働くことが特に効果的だと思います。来年度以降、障がい者を積極的に採用するなど、障がい者雇用を拡充する考えはないのか伺います。

○議長（平野広行君） 山森人事秘書課長。

○人事秘書課長（山森隆彦君） 障がい者の雇用について、まずは法定雇用率達成に向け、障がい者の能力と適性に応じた雇用を目指してまいります。また、さらなる障がい者の雇用確保に向けて採用募集を継続するとともに、ハローワークなど関係機関と情報を共有し、連携を図りながら障がい者雇用の定着促進につなげてまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 続きまして、福祉的就労施設が抱える課題の一つとして、仕事の受注の困難さがあります。福祉的就労施設へ発注できるような仕事を各事業者や市役所内で掘り起こしたり、市役所が抱える仕事を発注できるようなことはできないのか伺います。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 市のホームページに障がい者就労施設事業所カタログを掲載しています。このカタログには、障害者優先調達推進法の紹介と就労継続支援事業所及び地域活動支援センター7か所の事業所紹介、連絡先、取扱商品を掲載しています。また、福祉的就労施設へ発注できる仕事としまして、三ツ又池公園、拠点広場の草抜きを今年度は行っていました。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 仕事の発注につながるかどうか分からないんですけれども、これが仕事の発注につながるようにしていただけたらなと思っております。カタログがあっても受注のほうメインなのかなと今聞いていて感じましたので、発注につながるようお願いいたします。

仕事の発掘以外にも、商品の販売ルートの確保も課題としてあります。市役所内での触れ合いを兼ねた出店や各種イベントへの参加の呼びかけ、イベントの開発などを積極的に行うことはできないのか伺います。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 十四山総合福祉センター内では、令和2年度から市内の就労継続支援B型事業所によって、喫茶及び食事の提供をいただいております。また、海南こど

もの国秋まつりなどに出店するなど、イベント担当部署から福祉事業所に声がけが行われ、市内の各種イベントに参加しています。令和5年度には、海部南部自立支援協議会が障がいのある方への“はたらく”情報発信フェアを開催する予定で準備を進めております。このフェアには、各福祉的就労事業所等が就労内容や製品を紹介するとともに、来訪者の就労に関する疑問の相談も行う予定です。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 少し一般的就労のほうに話を戻させていただきます。

先ほど一般的就労の状況が把握できない理由を述べていただきましたが、弥富市の企業に障がい者雇用に関する調査をする考えはないのか伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 障がい者雇用に関する調査については、厚生労働省が障害者雇用促進法に基づき、毎年6月1日現在の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の雇用状況について、障がい者の雇用義務のある事業主などに報告を求め集計していますので、調査を実施する予定はありません。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 独自に調査をすれば、状況が把握できるのではという思いで質問をさせていただきました。

次に、企業に対して障がい者雇用への理解を高めてもらう取組は、どのようなことを行っているのでしょうか、伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 内閣府が作成したチラシによって、市内の事業所に障がい者雇用への理解を高めてもらうため、商工会にチラシの配布を依頼しました。今後は、商工会のほか、西部臨海地帯企業連絡協議会へ周知依頼を行ってまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 弥富市の第6期障がい福祉計画において、計画策定に当たって、当事者を対象にアンケートを取っておられます。就労状況においてもアンケートが取られており、働くために大切だと思うことは、「障がいのある方に適した仕事の提供」が41.1%で一番高く、次いで「自宅に近く、健康状態に合わせた働き方ができること」が40.7%、「事業主や職場の人たちが障がい者雇用について十分理解していること」が39.3%となっております。一方で、仕事を探すときに利用したものでは、「自分で探した」が25.5%で最も高くなっていました。

また、就業中の身体障がい者と精神障がい者338名と、障がい者を雇用している企業の人事担当者400名を対象に実施したあるアンケート調査によると、就職活動について、身体障

がい者の66.1%が「特に困ったことはなかった」と答えたのに対し、精神障がい者ではその割合が37.1%にとどまり、精神障がい者の主な悩みは、そもそもの求人数が少ない、障がいの内容をどこまで伝えるべきか分からなかった、自分に向いている仕事や適性が分からないが上げられ、身体障がい者と比べて明らかに高い結果となっていました。また、企業側では、障がい者を採用するに当たっての課題については、雇用したい人材が見つからない、社内に担ってもらうポジションや仕事がないことが上げられていました。

総社市においては、障がい者の身近な地域で就業面と生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センター、通称ナカポツと言いますが、これがないことから、ナカポツ機能を有するセンターを障がい者雇用センターとして整備しております。障がい者が就職を希望する際に、一般的なハローワークだけだと就労の定着がしにくいという現実がありますが、その辺りのカバーができていたと感じました。

また、センター職員は、企業訪問を毎年100社程度行い、企業のトップに働きかけ、事業内容を理解してもらうことの重要性を認識し、絶えず努力されていました。さらに、法定雇用が必要でない50人未満の企業でも、障がい者の働ける場所がないかと訪問し、事業の説明を行うためない取組がなされており、事業の成功につながっていると感じました。そういった努力が偏見を打ち破り、法定雇用率の適用外の企業にも雇用が広がっていました。また、職員が障がい者に寄り添い、個人の特徴を把握しているからこそ、就労支援や就労定着に結びついているのだと感じました。

障がい者の特性も理解しながら、企業への雇用支援を行うことのできる担当はあるのでしょうか、またその働きの重要性はどのように認識されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 海部地域では、障がい者に対し、職業生活における自立を図るために、生活面や就職活動、職場定着等の支援をする機関として、海部障害者就業・生活支援センター、通称ナカポツがあります。同センターでは、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携を図りつつ、障がい者の身近な地域において必要な指導、助言、その他の支援を行っております。就労継続のために、企業側、就労者側の双方にとって大変重要な役割を担っております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 企業側からも、また働きたいと考える障がい者側からも相談を受けられるような体制づくりについて、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 企業側から相談があれば、ハローワーク津島や海部障害者就労・

生活支援センターへつなぎ、情報提供等を行っています。また、障がい者側からの相談は、市社会福祉協議会の相談支援事業所で行っています。本市としましては、引き続き関係機関等と連携してまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 企業側、働きたいと考える障がい者側、双方がマッチングできるような機会の創出はできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 県と愛知労働局が共同して、障がい者雇用に取り組む企業を総合的に支援するあいち障害者雇用総合サポートデスクを開設しており、精神障がい者雇用のための支援付面接会の開催や、県と愛知労働局及びハローワークが共催し、障がいのある方の就労支援等のため、就職を希望する障がい者の方と求人企業が一堂に会し、多くの個別面接の機会を提供できる就職面接会を開催しております。先ほど御答弁いたしました障がいのある方への“はたらく”情報発信フェアは、コロナ禍のため２年ほど開催することができませんでしたが、次年度に開催する予定です。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 次に、就労定着についてお伺いいたします。

市内での定着支援の状況をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 直近３年間の延べ利用者数は、令和元年度13名、令和２年度34名、令和３年度30名です。定着支援については、就労移行支援を行った事業所が引き続き行っているケースが多い状況です。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 就業に関して悩みを抱えている場合、名古屋の障害者職業センターに行ったりしなければならないなどと環境面で不便さがあり、結果として就労継続が難しくなっている現実のケースがあります。身近に相談ができる体制やジョブコーチのような役割の配置はできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 本市では、市社会福祉協議会等により相談支援事業所を開設しており、就労に関する全般的な疑問にお答えすることに加えて、その方の個別の疑問や相談にも応じています。また、海部障害者就業・生活支援センターでは、求職者及び事業所の双方へ向けた支援を行っており、ジョブコーチのような役割も果たしております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 今後、市内企業でも障がい者を雇用する機会が増えてきます。その際、

大企業でしたら、どのように受入れ体制を整えればいいのか、ノウハウや情報を蓄積できているかもしれませんが、初めて受け入れたりするケースですと、どのようにすればいいのか分からない状況が出てくることが想定できます。障がい者の受入れに関して、障がい者の方が働きやすい環境整備を進めていくためにも、合理的配慮の相談、アドバイスができるような行政サイドの体制づくりも整えていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 障がい者雇用に不安を抱える事業所に、障がい者雇用を理解してもらうための職場実習のあっせんや障がい者の雇用後の職場訪問や面談等を行い、障がい者雇用の安定化を図る職場定着支援等、障がい者の就労支援だけでなく、事業所向けの支援を行う海部障害者就業・生活支援センターやハローワークなど関係機関等と連携を強化し、障がい者の方が働きやすい環境整備が進むよう努めてまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） ここまで質問させていただきました就労支援、定着支援に関しては、総じてまさにナカポツの機能ではありますが、総社市の場合は、その機関が近くにないために、市内でナカポツ機能を有するセンターを配置し、障がい者就労支援を行ってきておりました。現状のナカポツを生かすことであれば、現状の不足分をどう補っていくのか、どのような連携体制を築いていくのか、今まで以上の障がい者の就労支援促進に取り組む上ではとても重要なことであると考えますので、その辺りよろしく願いいたします。

2 題目の質問に移りたいと思います。

子供の発達特性の早期理解をという質問です。

昨日の高橋議員の一般質問でも議題となっておりますが、弥富市立中学校重大事案検証及び再発防止検討委員会による調査報告書が令和4年11月7日に市教育委員会に提出されたことが報告されました。名古屋家裁によると、本件事案後の鑑定において、該当生徒に発達障がいの特性が認められ、この報告書では、検証の結果で明らかになった問題点として、発達特性の見逃し、進学時における引継ぎの不十分さが指摘されているようです。

そこで、私からは、この2点について順に伺いたいと思います。

まずは、進学時における引継ぎの不十分さという点についてです。

進学時の児童・生徒の情報の引継ぎはどのように行われているのでしょうか。保育所から小学校、幼稚園から小学校、小学校から中学校への進学、それぞれについてお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 保育所、幼稚園から小学校への引継ぎは、8月に情報交換会を行い、気になるお子さんについて個票を作成し、それに基づいて情報の引継ぎを行っております。

す。また、市外通学を含む年長の保護者を対象にあんしんつながるシートを配付し、生育歴や本人の特徴、学校に事前に知っておいてほしい事柄などについて記入したものを市教育委員会で取りまとめて、就学時健診の前に各小学校に提供しております。入学前の3月にも、保育所と学校の職員で情報交換を行っております。

小学校から中学校への引継ぎについても、8月の情報交換会で特別支援在籍児童を中心に情報の引継ぎを行い、進学の際には個別の教育支援計画、個別の指導計画を進学先の中学校に提供し、3月にも小・中学校の職員で新入学の子供についての情報交換を行っております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 再発防止への提言として、進学時における情報引継ぎの強化と報告されていますが、進学時の引継ぎを今後どのように強化していくのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 現在行っている情報の引継ぎを確実に共有していくことが大切であると考えております。特に中学校に進学する際に、特別支援学級から通常学級に転籍するお子さんや通常学級在籍で支援の必要なお子さんの個別の教育支援計画、個別の指導計画についても確実に引継ぎを行ってまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 引継ぎを強化しても、それとは別に、いかに気になる子を見つけていくのか、そしてその子に適切にアプローチし、関係者間で共有していくのかということが必要となります。でなければ、見逃してしまったという言葉で片づけられてしまい、引き継ぐべき情報ありません。

そこで2点目、発達特性の見逃しという点についてです。発達特性の見逃しということでしたが、中学校内において、発達障がいの特徴を理解、察知する難しさはあったのか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 発達障がいと個性、例えば一つの事柄に秀でた子、気になる子、目立つ子などは連続性の中にあるため、明確な線引きはできません。担当する教職員の許容する力や環境によっても判断は違ってしまう難しさがあります。だからこそ、子供に関わる教職員が研修や経験を重ねて、発達障がいの特性についての基礎的、基本的な知識を身につけていくことが大切であると考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 発達特性の察知に難しさがあると認め、発達障がいの特性についての基礎的、基本的な知識を身につけていくことが大切ということをおっしゃっていただきましたので、提言にもございますとおり、今後の対策としても教員等の理解、スキル構築に向け、

ぜひ具体的な方策をもって努めていただきたく存じます。

今回の件は中学校でありましたが、その前段階で気づけなかったのかとも思っています。そこで、中学のすぐ前の段階でもあり、6年間の成長過程を過ごす小学校内で発達障がい特性を理解、察知する難しさはあるのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 小学校においても中学校と同様であると考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 気づきのその後の対応もまた大変重要であります。小・中学校で発達特性に気づいた際には、どのようなアプローチをするのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 特別支援教育校内委員会において、教職員間の情報共有を行い、支援の在り方を協議します。そして、本人、保護者の困り感により発達検査を行い、結果に基づき、保護者と確認しながら、支援について個別的教育支援計画や指導計画を作成し、支援に当たります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 現状、学校内で一番専門性のある立場であるのはカウンセラーかと思っています。カウンセラーの業務に求められるものには、昨日の答弁の言葉をお借りすると、発達検査や子供たちの行動観察も含まれていますし、また福祉課からの依頼により障がい福祉サービス利用希望児の学校での様子を踏まえた判定意見を作成することもあります。そのカウンセラーは、発達特性のある児童・生徒や気になる児童・生徒にどのように接しているのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） スクールカウンセラーが学級の雰囲気や児童・生徒同士の関わり方が気になる場合において、授業観察や休み時間での意図的な会話など、専門的な視点で観察をしてもらう機会をつくり、情報共有を図っております。また、校内いじめ不登校対策委員会等へ参加をしたり、学校、クラスの満足などが分かる心理アンケートであるQ-Uアンケートやいじめアンケート等の分析や今後の対応、支援について助言を行うなど、教職員と連携し、早期発見、早期対応に努めております。今後は、一層の連携強化を目指し、教育相談体制の充実に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 以上のことを踏まえて、学校現場での心理面での専門的な立場の存在の必要性を感じますか、またその拡充はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 子供たちは一人一人がそれぞれの個性を持っております。特性を持つ子への声かけや配慮については、心理面や特性の理解などについて、専門的な立場の存在は強く感じております。次年度は、これまで以上にスクールカウンセラーの配置を充実させるとともに、特別支援教育コンダクターを配置し、特性を持つ子への気づきを増やすこと、また教職員の特別支援教育についての基本的、基礎的な知識を備えていくことが大切であることから、研修にも力を入れてまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 先ほど進学時の引継ぎ資料として、個別の教育支援計画や個別の指導計画の提供を行うとの答弁をいただきました。学校の特別支援学級に通う子の個別の支援計画や指導計画は、誰がどのように作成するのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 個別の教育支援計画については、3年継続で同じものに追記をして記録をしています。個別の指導計画は、毎学期、特別支援学級の担任が保護者と共に作成をしております。4月に個別の教育支援計画、1学期個別の指導計画を開始します。夏休み前の懇談時、保護者に評価を記入した1学期個別の指導計画を提示しながら、学習の様子や成果を説明し、共通理解を図り、2学期の個別指導計画の目標などを確認しております。

夏季休業中に2学期の個別指導計画を完成させ、冬休み前の懇談会で保護者と様子や成果について、次の3学期の個別の指導計画の目標などを確認しております。冬季休業中に3学期の個別の指導計画を完成させ、学年末の懇談会で評価を記入した1年間の個別の指導計画を保護者にお渡しし、子供の成果を確認するとともに、今後の支援に役立てております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 特別支援学級の担任が作成するとのことで、ますます担当教職員の知識や経験の構築が重要であることが分かりました。多くの作業を要し、考えを至らせながら作成した計画でも、作成しただけでは不十分です。その計画は、学校現場でどのように活用されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 特別支援教育校内委員会、学年会、ケース会議、特別支援教育支援員との連携等で個別の指導計画を活用し、支援方法や評価について情報交換を行い、校内の共通理解を図っております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 本事案と同様のケースとして考えられることは、発達特性があると気づいたとしても、支援の必要な学級で学校生活を過ごさない児童・生徒が存在し、引継ぎ時等に個別の支援計画等がないことにより、正確で十分な引継ぎができないこともあるかと思

います。支援級には通っていないが、発達特性があると認められる子や気になる子に対しては、同様の支援計画のようなものはないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 通常学級在籍で通級指導教室を利用している子や、通常学級に在籍していて発達障がい等の医師の診断のある子、教職員が見て特別な支援が必要な子に対しては、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成をしております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 診断を受けていない方、家族が気づかずに支援につながっていない方にも適切な対応ができるよう、体制整備をお願いいたします。

育ちづらさを感じる子たちには、早期発見と早期療育が必要であると言われています。障がい者計画にも、障がい児への適切な療育支援には、幼児期における障がいの早期発見が重要となりますと書かれており、障がいの早期発見、早期療育の推進がうたわれています。就学前の時期が大切であると考えます。

そこで、就学前の対応について伺います。

弥富市では、母子通園施設ののびのび園があり、発達に悩みを抱える御家族の支援を行っていただいております。大変意義深い施設だと考えております。のびのび園の職員さんも、日々悩まれながら頑張っております。のびのび園の正規職員の推移をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） のびのび園の正規職員の配置につきましては、園長、副園長及び担当保育士という構成になっております。職員数の推移につきましては、直近5年でございますが、平成30年度が4人、令和元年度4人、令和2年度2人、3年度3人、4年度が3人となっております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 以前、地域の市立の保育所との人材交流も兼ねて、のびのび園の正規保育士さんの増員をお認めいただいた経緯があったかと思います。地域の保育所においても、加配などで対応していただいておりますが、実際に療育の施設で働いた経験が財産となり、地域の保育所での運営にも効果的であると考えます。市立保育所において、のびのび園で療育を経験した保育士はどのくらいいるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） のびのび園で療育を経験した保育士は4人となっております。

なお、保育所においても、発達の遅れが気になる児童を預かっておりますので、それぞれの保育士が県などの関係機関が主催する研修会やのびのび園が独自に開催する研修会に参加

し、療育分野の専門知識の習得に努めております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 保育所に通所するお子さんの中に、療育は必要だが、施設に毎日通えないお子さんなどが在籍しており、そうしたお子さんに対応するためにも、保育所とのびのび園との定期的な人事異動は効果的であると考えます。療育を経験する人材を増やすためにも、のびのび園の正規職員を増やすことはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 療育事業につきましては、民間事業所が運営する児童発達支援事業が増加傾向にあり、親子で通園するのびのび園の利用者が減少傾向にありますので、今のところ正規職員を増員する予定はございません。今後も、保育所との定期的な人事異動を行い、市民ニーズに沿った療育事業に取り組んでまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 運営をしていくことだけを考えれば、当該施設の利用者数に合わせた職員数の配置となります。これはそのとおりです。必要性を感じるのであれば、母子通園施設に通いやすいような環境づくり、母子通園施設につながるような相談援助体制を整備していく必要があると考えております。

最後に、保育所や学校で気になった子がいたとしても、家族に伝わりづらく、専門的なアプローチが必要なケースがあります。発達特性について、行政や福祉サービスにつなげる専門的機関が必要であると考えますし、国のほうでもその方針であると聞いております。そのようなセンターを整備する考えはありませんか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 御質問のセンター整備につきましては、第2期弥富市障がい児福祉計画における児童発達支援センターの整備について、現在、海部南部自立支援協議会を中心といたしまして、海部南部の圏域内に1か所の設置に向けて検討をしているところでございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 今回の事案で、図らずも発達特性についてのことが注目されることになりました。早期発見、早期療育、そして適切なサポート体制ができるよう整備していただくをお願いいたしまして、私の一般質問を終えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午前11時05分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、堀岡敏喜議員。

○4番（堀岡敏喜君） 4番 堀岡敏喜でございます。

今回は、子供が主役の弥富を目指せと題しまして、通告に従い質問してまいります。

昨年の6月、子供政策の基本理念や国、自治体の責務などを定めたこども基本法が成立をいたしました。子供の権利保障を初めて定めた画期的な法律であります。この基本法を基に、あらゆる子供、若者政策の司令塔となるこども家庭庁とともに、本年4月より施行、発足をいたします。昨年の6月議会でも、いじめも虐待もない弥富市を目指せと題して同様の質問を行っておりますが、基本法の施行と担当省庁の設置を受け、弥富市としてどう認識し、対応をしていくのか、以下伺ってまいります。

初めに、これまでの経緯と現状について確認をしてまいります。

日本は、1989年に国連で採択をされた子どもの権利条約を1994年に批准をしておりますが、子供の権利を総合的に保障する法律はありませんでした。当時の政府は、子供の権利侵害はないという考えだったからであります。なぜ国連で子どもの権利条約が採択されたのでしょうか。

子供は、その発達上の状態ゆえに人権侵害を受けやすく、子供であるがゆえに声を上げにくく、司法にもアクセスできない。そのため、子供の権利を保障しようと、世界196か国が条約に批准をしたのであります。

資料をお願いします。

その後、日本では虐待が大きな社会問題となり、2000年に虐待防止法が制定をされ、2004年の法改正で初めて児童虐待が児童の人権を著しく侵害しと人権侵害に当たることが明記をされ、2016年の改正児童福祉法で、初めて子供は権利の主体であると記されました。やっと子供の権利を巡り法整備が進みました。

閉じてもらって、それでは現状はどうでしょうか。

資料をお願いします。

内閣府が2018年に日本、韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンの7か国を対象に行った我が国と諸外国の若者の意識に関する調査によりますと、「自分自身に満足をしている」「どちらかといえば満足している」と答えた13歳から29歳の若者は、資料にありますとおり45.1%で、この数字は、諸外国と比べて極めて低いことが分かりました。ちなみに、アメリカ、フランス、ドイツ、イギリスは80%を超えて、スウェーデン、韓国も70%を超えております。

閉じてください。

この結果と直接結びつけて考えることはできませんが、日本の子供たちを取り巻く課題は、虐待、いじめ、不登校、自殺、貧困の格差、ヤングケアラー問題等、山積をしております。

資料をお願いします。

コロナ禍において、さらに子供や女性が傷ついていることの結果として、児童・生徒の自殺者数は過去最多の499人、小・中学校の不登校生徒数は過去最多。妊産婦の死因の1位が出血死でも感染症でもなく自殺であること。子供の身体的幸福度は1位ですが、精神的な幸福度は、OECD38か国中37位であります。そして、我が国の子供、家族に対する予算は、対GDP比で1.5から1.7%であり、子育てに手厚い国の半分以下であることが現状です。さらに、最新データによりますと、直近の2021年の出生数は81万1,604人と過去最少を記録をし、国の予測を上回る速度で出生数は減少をし続けております。

閉じてください。

少子高齢化の進行は、社会全体の根幹を揺るがしかねないもので、有事とも言うべき危機的状況が進行していると報告をされております。また、コロナ禍により結婚や出産、子育てに希望を見いだしづらいという閉塞感を感じている人が多いということも指摘をされております。さらに、コロナ禍は、児童虐待やネグレクトも深刻化をさせています。親を不安定な精神状態に追い込み、そのストレスが虐待につながってしまうのです。

近年では、周りとの付き合いが希薄になったことによる親の子育て負担の増加も問題となっております。親戚や近所付き合いが減ると、核家族は親だけで子供を育てることになります。その負担に加え、子供が幼い頃は、感染症や周囲へ迷惑をかけないかという不安から、家に閉じ籠もりがちになってしまいます。コロナ禍の外出制限や子供の遊び場の減少により、その傾向がさらに強まりました。

その結果、社会から取り残されたような孤独感や先の見えない不安が増し、親が子育てに大きなストレスを感じてしまっています。このストレスから児童虐待へとつながるケースも増えております。人と会えない状況が長く続いたことで、虐待が家庭の中に隠れてしまい、第三者からは見えない、手が出せないという状況が進んでしまいました。そうした問題を打破し、改善していくためのこども家庭庁の新設であり、こども基本法の制定であります。

岸田首相は、昨年1月の施政方針で、子供に関する取組、政策を社会の真ん中に据えると述べられました。全ての子供たちがその命を守られ、自分らしく健やかに安心して過ごせるように、子供や子育てをしている人の目線で子供の権利を大切にするなど、常に子供に最もよいことは何かを考えていくことが重要であります。

前述のとおり、子供を取り巻く課題は多岐にわたっており、政府の子供に関する仕事も様々な省庁で行われてきました。例えば、内閣府では少子化対策や子供の貧困など、厚生労働省では児童虐待対策や独り親家庭支援、母子保健など、文部科学省では義務教育や学校で

のいじめ対策などに関することをそれぞれが担当しておりましたが、これからは上記で上げたような仕事のうち、教育の部分を除く全てをこども家庭庁が一元的に担当することになります。こうした大きな国の動きに対し、現場である地方自治体も対応していかなければなりません。

最初の質問ですが、こども基本法の制定、こども家庭庁の設置に対して、市はどう認識し、対応していくのか伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 子供に関する施策については、これまで様々な取組を充実してまいりましたが、少子化の進行に歯止めがかからず、児童虐待や不登校が増加するなど、子供を取り巻く環境がますます深刻化しており、さらにコロナ禍が子供や家庭に負の影響を与えていると考えられております。国では、常に子供の視点に立ち、その最善の利益を第一に考え、子供に関する取組や政策を社会の中心に据えた「こどもまんなか社会」を実現させるため、こども基本法で示された子供政策の基本理念等に基づき、子供政策を強力に推進する新たな司令塔としてこども家庭庁を創設し、子供を誰一人取り残すことなく、その健やかな成長を支援するとしております。

本市をはじめ地方自治体では、日頃から子供や子育て家庭などの声を聞き、様々な関係団体と連携、協働しつつ、地域の実情を踏まえて子供施策に取り組んでいるところでございます。本市としましては、本年4月1日に創設されるこども家庭庁や県担当部局とも連携して情報の共有を図り、先進的な施策を取り込むなど、子供が自立した個人としてひとしく健やかに成長できる社会の実現と子育てしやすいまちを目指してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今部長のほうから、市としての認識を確認させていただきました。国が法律を決めたわけですけど、実施していくのが現場である地方自治体であるということで、以下、実務的なことについて伺ってまいりたいと思います。

昨年の6月議会で、子供関連施策等を市民と共有するための全体構想について質問をいたしました。

資料をお願いします。

こども基本法第10条の2には、市町村は、こども大綱を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとあります。また、第10条の3には、都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとあります。

資料5をお願いします。

勘案するこども大綱とは、現在策定が進められている国・県の大綱、計画のことを指しま

すが、地方自治体によって現行の制度、施策もあり、実行中の様々な計画もございます。こども基本法第10条の5にもあるとおり、計画は現行のものと一体的に考えることができますが、こども基本法に照らし、その理念に沿ったものかどうかを確認する必要があります。

閉じてください。

基本法に定められたこども大綱、またこども計画の策定について、市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 市町村こども計画については、議員御指摘のように、都道府県が定めるこども大綱及び計画を勘案して定めるよう努力義務が課せられております。本市としましては、今後示される県のこども大綱等に基づき、子供施策に関する事項を定めた弥富市子ども・子育て支援事業計画と一体的なものとして策定してまいります。具体的には、令和6年度中に第3期弥富市子ども・子育て支援計画を策定いたしますので、令和5年度に市民アンケート調査を実施し、子供施策の対象となる児童・生徒や子育て当事者等の意見を幅広く伺い、子供の貧困対策の推進を含め、市こども計画に子供たちに必要な施策を盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） その計画を5年度、いろいろアンケート等を通じて、実情を確認して計画に盛り込んでいく、そのような答弁だったと思いますが、ちょっとすみません、事務局、資料3をもう一遍出してもらっていいですか。

このこども基本法、国の法律ですけれども、今資料を提示していただいています先ほども本文中で申し上げた自殺者数であるとか、虐待で死亡した児童の数であるとか、児童相談所の虐待相談数、相談件数、いじめ、重大事故、小・中学校の不登校児童、ここにはないですけれども、ネットでのいじめであるとか、そういったものも全てが過去より最高といいますか、そういう状況だということなんですよ。

今までいろんな施策がございました。関連児童福祉法もそうですし、教育でもそうですけれども、ただ子供が少なくなっていくのにこういう重大案件が増えているということなんです。もちろんその精度が上がって、認知件数が伸びたということももちろんございますが、そういったことに対して、本当に子供さん自身に、子供たちに寄り添ったものになっているのかどうか、いま一度やっぱり考え直さなきゃならないと、根本的に考え方を考えていかなきゃならないということの僕は基本法の成立であると思っております。

以下の質問は、それをどうやって、子供はもちろんですけれども、国民、親御さんも含めて周知をしていくのか。実際にその基本法に沿ってどうやって子供の声を聞いていくのかと

いうことを以下質問してまいりたい、そのように思います。

それでは、こども基本法の根幹である子どもの権利条約に定められた最も大切な4つの子供の権利、一般原則について改めて確認をしておきたいと思います。

資料をお願いします。

昨年の6月議会でも紹介いたしましたが、安全・安心に成長する権利、生命、生存及び発達に対する権利ですね。子供にとって最もよいことを国や大人に考えてもらう権利、子供の最善の利益ということです。意見を伝え参画する権利、子供の意見の尊重ということです。差別されない権利、差別の禁止でありますね。そのほかにも、遊ぶ権利、休む権利、教育を受ける権利、子供の権利について知る権利なども子供の権利として条約に位置づけられています。

閉じて、次のやつをお願いします。

こども基本法は、最も大切な4つの一般原則をはじめとする子どもの権利条約と日本国憲法に基づき、子供が個人として尊重され、基本的人権が保障されるというルールを日本の国、地方、大人たちが子供、若者と共に実現していくための大切な法律です。しかし、今の日本で、子供の権利はどこまで理解をされ、大切にされているのでしょうか。今、掲示されていますけれども、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが2019年に3万人の子供と大人を対象にしたアンケート調査では、子どもの権利条約について、「内容を知っている」と答えた大人は16.4%しかいませんでした。資料のとおりです。

閉じてください。

2020年、コロナ禍初期、政府は感染予防の観点から、行動自粛、学校の一斉休校指示が出されました。報道等からは、公園の遊具は使えないようテープでぐるぐる巻きにされ、子供たちや中高生が公園で遊んだり、運動しているだけでどなりつけたり、警察に通報する心ない大人が現れました。一斉休校のため学校は授業をやめ、多くの学校の先生たちがオンラインやYouTubeを使って授業をしたいと言っても、オンラインで授業が受けられない子供たちに不平等だからと許可をしなかった教育委員会までありました。

その逆に、できることならなるべくやろうと、可能な学校からオンライン授業を導入し、そのやり方をシェアしていった自治体や学校もございました。また、様々な理由でオンラインで授業を受けられない子供たちは、感染症対策をしながら学校の教室で学べるようにしたり、校庭で運動できるようにした自治体や学校もありました。弥富はこのパターンだったと思います。地域によつての取組に格差が生じてしまったということでもあります。

子供の権利には、遊ぶ権利や意見を表明する権利、教育を受ける権利もございます。そして、子供たちにとって最もよいこと、最善の利益は何かを国や大人に考えてもらう権利もございます。しかし、私たち大人は、子供の権利をよく知っているとは言えないのではないで

しょうか。コロナの実態がいまだ明らかでなく、人命第一だとしても、子供の権利のことをよく知っていたら、本当に一斉休校が子供たちにとって最もよいこと、最善の利益であったかどうか考えたでしょうし、休校となることで奪われる教育を受ける権利に対して、何か対策を講じた上で休校指示を出すべきではなかったかと考えます。

私たちは、本当に子供のことを大切にしているのでしょうか。今、大人と言われる私たちが誰もが通ってきた道であるはずなのに、私たちはもっと子供や若者に丁寧に関わり、声を聞き、一緒に考え、進んでいかなければならない、そのように強く思います。

昨年の6月議会でも提案しましたが、子供や若者、大人たちに周知と理解、共感と共有するためにどう取り組むかであります。当時の市側の答弁では、学校では学年に応じて様々な機会に教科横断的に子供の権利、人権教育などを学習しながら、他を思いやり、助け合いながら自分らしく生きることを深く系統的に学んでおります。そして、子供たちには、自分の権利が侵されていると感じたときに、相談窓口としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに加え、子どもの人権SOS、SNS人権相談などがあることを伝えております。今後も子供たちが自分で考え、課題を見つけ、行動できるよう工夫ある事業を進めながら、長所や肯定的な側面、うまくいっている部分に焦点を当て、子供たちのなりたい自分や望ましい未来の実現を後押ししてまいりますと答弁がございました。

子供はもちろんですが、保護者をはじめ大人も子供も権利を正しく理解することが必要です。権利があっても、知らなくては使うことができません。相談するという最初の一步も踏み出せないのであります。やはり子供から大人まで周知と理解、共感と共有を深めていくためにも、弥富市版の共育としての教育ビジョンを形にしたものが必要と考えます。再度市側の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 弥富市版教育ビジョンの作成には至っておりませんが、令和4年6月議会の一般質問でもお答えいたしましたように、市内小・中学校において、各学年及び各家庭に応じて工夫を懲らした教育の取組を行っております。また、先進地の教育ビジョンの基本理念にあるような子供が健やかに育つ権利及び地域社会の実現に向けた取組などは、こども基本法に定められた理念に重なる部分もございますので、今後策定をいたします市こども計画に反映し、本市が目指す教育の普及に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） どうやって周知するかということなんです。学校では今、先ほどの6月議会での答弁でもありましたとおり、様々な教科横断的に授業を進めていただいて、子供の周知は上がっているのかなと思います。ただ、これは数字として発表されているものじゃないもんですから、今後も突き詰めてやっていただきたいと思うんですけれども、実際

に子供が知ったと、侵されているといったときに誰に相談したらいいのか、これは次の質問にもなるんですけど、侵害しているのは大人なんですよ、侵害されているのは子供で。侵害しているのは何でやといったら知らんからですよ。これをどうしていくのかということがすごい大事な取組だと思えますし、前回の6月議会のときでは、40弱ぐらいの自治体が基本条例、子供関連の条例と、教育ビジョンだけじゃなくて、大人にも周知する一つの施策等を進めていると紹介させていただいたと思うんですけど、今もっと増えていますよ、それからこの令和になって。

コロナ禍で、特にやっぱり先ほど出した様々な子供の不利益に関する数字が出ましたけれども、それに関して、何とか改善していこうと取り組んでいる自治体も出てきていますので、弥富市もどういう形でやるのか、また今後は話し合っていかなあかんですけども、今年の6月に公布をされて4月から施行されておるわけですよ。家庭庁あたりがどういう形をするかといったって、結局、国は国としてこれを出すんですけども、あくまでも現場である自治体はどうそれを受け取って、市民、また弥富市の子供たちにお伝えしていくかというか、形にしていくかということだと思えます。

これをやっぱりもう少し具体的な答弁をいただきましたかったんですけど、本当に一刻も早くその周知が進む、まず知らないと駄目ですし、この質問の趣旨はそこにありますんで、今健康福祉部長が答えてはいただきましたけど、市長にその旨ぜひリーダーシップを取ってやっていただいて、あらゆる場でこれを知ることができるということがまず大事なんじゃないかな。

先ほどから何回も申し上げていますが、様々な不利益な数字が出ていますよ。今までやってきたことが間違いとは当然僕も思いませんが、やっぱり希薄化している中で見つけにくい様々な事案があって、一番いいのはそれは事案が起こらないようにするのが一番大事であって、この事案が出たから相談体制を強化したって、もちろん重大事案に発展することが少なくなるかもしれませんが、それってやっぱり違いますよね。もともととは言えば、自殺者数はゼロがいいんでしょうし、不登校もゼロがいいんでしょうし、それに向けて行う様々な事業というか、やり方というものを優先して、今は同時進行でやっていかなあかんですけども、それを目指すべきこの基本法の根幹であるんじゃないかな、理念の根幹であるんじゃないかなと私は思います。

質問を続けてまいります、子供時代に受けたネガティブな記憶は、その後の人生に様々な影響を及ぼします。例えば幼少期に虐待やネグレクトを受けた子供は、精神状態が不安定になったり、うまく対人関係を築いたりすることができず、その後も困難な人生を歩むケースが多くあります。一過性の解決策ではなく、長期的かつ総合的な視点で子供の成長を見守り、政策を決めていくことが重要になります。

問題の受皿を一本化し、長期的な視野の下、政策づくりを進めていくに当たって大切なのが、当事者である子供の参画であります。子供が直面している問題や悩みを一番知っているのは、子供たち自身です。子供の声を拾い上げ、当事者目線で反映した仕組みや場づくりを進めていくことが求められています。そこで必要になるのが、昨年6月議会でも紹介いたしましたが、公的な子供の権利擁護機関であります、子どもコミッショナーとも言われております権利擁護機関であります。

改めて確認をしておきたいと思います。子どもの権利擁護機関（子どもコミッショナー）は、子ども権利条約の一般原則を守る機関であります。機能としては、第1に個別救済、第2に提案や勧告による子供の権利を守るための制度改善、第3に行政から独立した立場から子供の権利が守られているかの監視、そして第4に子供の権利の普及啓発と教育であります。具体的には、単なる相談窓口ではなく、子供の救済や支援のために、必要ならば学校や行政、その他の機関に対して調査することもでき、それら機関に対して行為の是正や制度の改善等を求めて勧告や意見表明もできます。さらに市民への公表、必要ならばマスコミ等を通じて広く社会に訴えることもできるとしております。

子どもコミッショナーが効果的に活動するには、独立性、子供の参加、アクセスのしやすさが重要です。特に子供の参加は、それ自体が権利であります。また、他の権利実現のための手段でもあります。具体的には、1つ目に参加の場がある、2つ目に言いやすい形で意見が言える、3つ目に意見を聞く大人がいる、4つ目に影響を与えることができるの4つが必要で、その形態は子供の参加度合いによって様々考えられます。

昨年10月に厚生文教委員会の視察研修を行った福岡県宗像市の事例を少し紹介したいと思います。宗像市では、平成24年、子供の教育、福祉の向上を子供の権利として示し、その環境整備に取り組んできました。それは、教育としては小・中の一貫教育であり、家庭の中で子供の権利について学んでおられます。子供たちの周知率は90%以上であり、当たり前になくなっていきます。大人の周知率は、児童を持つ保護世帯は同等の周知率となっておりますが、全体としてはまだ低い状況とのことでありました。でも、先ほどの16.4%みたいなものではないということです。

肝腎なことは、権利を知って行使できることであります。宗像市では、具体的にそれを可能とするため、教育から福祉、子供と子育てに関係する部署で共有をしておられます。特筆すべきは、公的第三者機関で権利の救済の窓口ハッピークローバーの設置であります。年ごとに公表する報告書によりますと、子供たちからの相談は非常に多様で、それに対してきめ細かく対応をされております。相談員が幾らいても、信用がなければ子供たちは来ません。相談もしません。どんなささいなことも丁寧に対応していることが、ここ10年重大事案に発展しないという成果を生んでいるのであります。あそこに行けば何でも相談ができる、話も

聞いてくれる、子供たちに認知、信用されることが重要であることを痛感をいたしました。

いじめや虐待、子供の自殺など重大事案にばかり目が行きがちですが、実は深刻な状況になる前には必ずきっかけや原因がございます。それを見つけ、未然に防ぎ、正しい方向を気づかせることも大切な教育の一つではないでしょうか。スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーや各種相談の手段、相談窓口の設置は大変重要であります。しかし、これら従来の方法は、子供及び家庭の自発的な行動が前提となります。しかし、本当に困っていて支援が必要な子供や家庭ほどＳＯＳを出せなかったり、情報を知らなかったり、知っていても手続が複雑でできないなど、支援の手が届きませんでした。

子どもコミッショナーは、活動を通じて予防的な関わりを重視することで、アウトリーチ的な確実なアプローチを進めることができます。公的な第三者機関を設置することがどれほど子供たちを守ることになるか、またＳＯＳを安心して発することができることか、前回は弥富市として設置に向けて準備をすべきとの質問に対し、調査・研究をしていくとの答弁をいただいておりますが、あまり時間はたっていませんけれども、悠長なことも言っておられません。再度、公的な第三者の子供の権利擁護機関の設置の根拠となる条例の制定と併せて、市の見解について伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市としましては、要保護児童対策地域協議会などを通じて、子供施策に係る健康福祉部、教育委員会などの関係部署や児童相談センター、警察署など関係機関とも常に連携を図りながら、必要であれば顧問弁護士などの助言、指導を得て、子供の権利擁護に関する取組を進めてまいります。今後は、こども基本法及びこども大綱を踏まえた市こども計画の策定に併せ、福岡県宗像市などの先進自治体も参考にしながら取り組んでまいります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○４番（堀岡敏喜君） 今回５項目について、市長の総括は別として、４項目について質問をしているんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、３個目に関しては周知、５個目に対しては子供の参加、意見が言える場をつくるというものなんです。実際に公的第三者機関というのは、子供の権利擁護のための機関であって、最悪な事態になる前に、子供が本当に心を開いて相談してくれたらいいですよ。だけど、６月議会でも千葉県野田市の事例も紹介してもらいましたが、子供がＳＯＳを出すって、もうよほどのことだと思いますよ。気づいてあげるのが一番だけど、子供は我慢をするんですよ。元気なふりをするんですよ。

だから、気づいてあげるといったって、学校の先生も何十人と生徒さんがいらっしゃる中で、普通にやっていたら、その子は頑張っていると思いたいし、思っちゃうと思うんですけ

れども、そういう子たちがただ単にいじめとか虐待とか、そういう重大案件のことだけでなく、基本法に言われる子供の意見の場というのは、我々大人というのは長い人生を生きてきていますので、子供たちよりは。経験を積んだ中での自分の経験値で語っちゃうんですよ。自分の子供やったときは、そんなこと考えていないと思うんですけど、好奇心を持って大人に、お父さん、お母さんにぱんと言ったとしても、そんなのあかんとか、大人は、楽しいんやろうけれども、失敗するぞとか、そういう要らんことを言っちゃう部分がありますけれども、一遍やってみぐらいのことも大事だと思いますけど、そういう意見が封じ込められているからこそ、先ほど一番最初に各国の自分にとって満足している云々のアンケートがございましたけど、日本は低いんですよ。身体的な満足度、生活していく上での満足度はあるんだけど、精神的に幸福度を感じているかどうかといったら半数以下なんですよ、先進国から比べれば。やっぱりここというのは、どこか生きづらさを感じている部分、親に従わなきゃならないという風土的なものなのかしれませんけれども、いろんなところで自分が本当は言いたい、やりたいということができていない状況が今の状況を生んでいるのではないかな。

特に相談体制については、今回、市長の所信表明にも、何でも相談ということであっていただいていますけれども、子供が何でも相談できるところがあるのか。前に高山教育長ではなくて、前回の質問の際は、いろんな教育を通じて相談の手段というのを伝えていますがということだったんですけど、学校で事件があった場合とか、学校で何かあった場合に学校で相談するということが子供さんにはできないんです。やりにくいですよ、実際のところ。

なぜその第三者機関が必要かといいますと、例えばこのハッピークローバーという、まず子供さん方に第三者機関があるということを周知してもらおうということで様々なアプローチをされている中で、子供が意見を発することができる、相談も含めて意見を発することができるという手段を、考えられるのはもちろん電話、オンライン、SNS、あとはファクス、例えば投書箱等をいろんな形で、投書箱も学校に置いていても、学校に置いて誰かに見られるんちゃうかとかいう不安があって、学校では置いていない。例えば役所であるとか、またスーパーマーケットとか、自分らが行きやすいところに。だから、そういう目線で子供さんの意見を聞いてあげる環境をつくってあげるという意味で、第三者機関というのは、実際にそればかりが仕事じゃないですけども、子供の意見を発することができる環境の場の一つというのがこの公的機関の一つの仕事でもあるわけですよ。

そういったことの長い積み重ねが結局子供の信用を勝ち取って、年に1度、先ほども言いましたけど、たわいもない相談をしてくるんだそうですよ、子供さんたちが。あのグループと仲よくいっていないとか、学校の先生が気に入らんとか、そんなこともあるんでしょうけど、いろんなことを話に来るんですよ。そこに実は重大事案に発展するような芽があったり

もします。だから、ハッピークローバーで聞いた相談の内容で、本人に了解を得ながら、それなら学校の先生に相談してみようとか、また関係部署に相談してみようとか、長い時間で解決をしていくんだそうです。

年次ごとにその報告がされておりまして、去年1年で延べ件数で相談数が541件ですよ。541件なんだそうです。ですから、1日2件か3件、絶えず子供さんらが来ているということだそうですわ。これは全国的にも言えることですけど、長期化するコロナ禍の中で子供たちに心身とか、会えないということとか、それに対して不調を来しているという相談等が多かったと書かれております。

また、毎年啓発の意味も込めてアンケートをされているんですけども、興味のあるものとして、小学校の子供たちが悩んでいることの内容として、小学校高学年と中学生で一番多いのが友達のこと、これもいじめとかもそんなのも含まれるものだと思いますけど、大体50%ぐらいあるんですよ。それをどこに相談するか。小学生の高学年ぐらいまでは親御さんに相談するケースが多いと。これが大体70%ぐらい。中学生になってくると、自立心が芽生えてきますので、親御さんというのはがくっと下がりまして、やっぱり友達が一番多くなります。73%です。友達同士で解決できればいいけれども、それが例えば誰に対してとか、これに対してとかで迎合じゃないけれども、それじゃああの子に言いに行こうとか、子供たちで解決しようとして、結果的にいじめにつながるということもあるんじゃないかなと。

肝腎のハッピークローバーを知っているかということに関しては、先ほど言いました95%、90%以上の周知率があるんですけども、相談したことがあるかというのは、大体1%から2%。そうそうは重大案件に発展するものもないからないんですけども、何でも言える場所として、さっきも言いました虐待とか、そういう重大案件だけじゃなくて、いろんなことに対して意見が言える場というのがこのハッピークローバーの存在意義というか、ものなんですよ。

今、弥富市の子供たちが相談できる体制というのは、前答弁いただいた以外に何かあるのかというところなんですよ。そういうところをまず設置をしていかないと、市長のおっしゃる何でも相談に子供が行ってもええもんかどうか分からへんじゃないですか。子供は子供の目線で、どういうところが相談しやすいのと確認をしながら進めていかないと駄目だと思いますよ。何かその辺というのは、部長、考えていらっしゃいますか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 学校関係者に直接相談しにくいと感じているような児童・生徒が、学校や家庭での悩みなどを気軽に相談でき、内容によっては本人の了解を得た上で関係部署や関係機関と連携して対応できるような体制の設置に向けて検討しているというところでございます。体制が確立いたしましたら、広く周知をしてまいりたいと

考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 考えていらっしゃる。一日も早くそういうことは必要ですし、できたとしても周知をするのにまた時間がかかるじゃないですか。前に、一昨年6月でも子供の自殺に関して質問させていただいていますけれども、SOSの出し方教育というのをやっていたいているとは思いますが、本当にそれを子供の目線で今後は考えていかなければ、先ほどから何遍も言っています子供が少なくなっていくのに重大案件が増えているという実態を覆せないんですよ。スクールカウンセラーの設置も大事ですよ、今の現状ではね。だけど、そうならないような体制づくりをしていくということに重きを置いていかないと、いつまでもこの数字は増えていっちゃうんですよ。

今までやっていることが間違いとは言いません。間違いとは言いませんけど、成果を生んでいないんですよ、残念ながら。もちろん家庭にも問題があったり、学校に問題があったり、これはやっぱり希薄化している人間関係の部分も大きく影響しているとは言えますけれども、それじゃあコミュニティを強化していこうとか、いろんな施策に反映していけるじゃないですか。だから、根本的に考えていかないと子供救えないですよ。子供が自ら死ぬなんて、考えたくもないですよ。皆さんの子供さんに置き換えて考えてみてくださいよ、どう考えているんだろうと、どんな気持ちだったんだろうと。

そこまで掘り下げて考えていかないと、本当の解決には絶対つながらない、そのように思いますし、今回の法の施行というのは、いろんな子供を支援するNPOとかの団体等からの強い要望もあって実現した新法でもございますので、しっかりそれを真摯に受け止めて、現場である自治体で実務的なこと、先ほども申し上げました、仮には教育ビジョン等で周知を図る、また誰でも子供たちが意見を発する場が、先ほど部長から相談体制を整えるのもそうですけど、気軽に子供たちが意見の言える場づくりというのをしっかりつくっていただきたいなと思います。

時間も時間ですので、最後にさきの市長選挙におきまして、安藤市長はいじめ、虐待の防止を一つの目的にして、人権教育の充実を公約の一つに上げておられましたが、総括的に市長の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議員より、子供が主役の弥富市を目指すための様々な御提言をいただきました。ありがとうございました。

子供に関する施策につきましては、こども基本法の目的にもありますように、次代の社会を担う全ての子供が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれる環境に関わらず、その権利の擁護が図られ、

将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体として子供施策に取り組んでいかなければならないと考えております。

今後は、本市の実情に即した市こども計画を策定し、特に学齢期における道德教育、平和教育を推進するなど、成長段階に応じた人権教育を充実するとともに、子育てしやすいまちを目指して、国や県、民間団体等との連携を強化し、子育て施策に取り組んでまいります。子供たちが成長し、大人になったとき、一人一人が他者を尊重する社会の担い手になることができるよう、希望に満ちた笑顔あふれる子供が主役の弥富市を目指し、関連施策のさらなる充実に努めてまいります。

先日、1月8日ですが、弥富市では二十歳のつどいということで、法律上は18歳が成人ですが、本市では20歳、二十歳を成人として478名をお祝いさせていただいたところでございます。大変すばらしい成人式でございまして、久しぶりに会いましたそれぞれお子さんたちは、小学校のときのお友達、また中学校のときの部活の仲間であつたりとか、いろんな話で盛り上がったことと思う次第でございます。

長引くコロナ禍、もう3年になってしまいます。例えば今の中学生、1年、2年、3年、全てコロナ禍で卒業するわけでございますが、これから先、あと5年後ですよ、二十歳のつどいになるのは。この中学校のときの思い出が何かあったのかどうか、これは大変心配するところでございます。小学校の子供たちも、この3年間でもう本当に失われた3年間として私も真摯に受け止めておるところでございますが、二十歳のつどいで果たして今の3年間のコロナ禍のことを思い出せるかどうか、友達がいるのか、また部活の話ができるのか、担任の先生の話ができるのか、そんなことが大変心配されるところでございます。

本市といたしましては、行政として、また地域、そして学校としっかりと連携をしながら、子供たちが主役となる弥富市、そんなまちづくりに努めてまいりたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今市長が心配なされた子供たちに対する様々な心配事、ぜひ聞く機会、聞く場所というのは設置をお願いしたいと思いますし、それがいわゆる公的第三者機関の一つの役目にもなりますし、その意見を聞いたことが次代の子供たちにまた役立てていけることもできるんじゃないですかね。

今回、宗像市を一つ事例として御紹介させていただいて、厚生文教委員会で宗像市と岡山県の総社市、先ほど江崎議員の質問の基になったところですけども、いい視察になりました、お互いにどちらの自治体も、聞いていて、何せ職員が熱意がすごいんですよ。やっぱりしっかり目的、成果がやっぱり上がっているというのもあれですけども、手応えを感じていらっしゃるって、関連する、先ほどの例えばハローワークですか、結構縦割りのようになって部

分的なことになっているのに、障がい者雇用については一丸になっているわけですよ。やっぱり喜ばれているから、対象の人たちが喜ばれているというか、喜ばれているからこそ、自分たちの行った事業に手応えを感じている部分がありますけれども、どちらの施策も市長が先導を切っているんですよ、もともとは。

それが職員の皆さん、担当課の皆さんに伝播していて、そこでまたそれぞれの知恵とかが寄り合って、当初のものと目的は違いませんけれども、内容的にはどんどんどんどん枝葉がついて濃いものになっているという印象をすごい受けて、視察している中でも何か圧倒された部分がありましたので、弥富市にできないわけがないと思いますし、しっかりこの基本法が制定されたということを一つのきっかけにして、先ほども紹介させていただいた現状をしっかりと認識をして、これを改善していくためにどうしたらいいのか。ゼロに向けて、ゼロにしましょうよ。ゼロに向けてやらないとできないですよ。

いろんな案件が出てきていることに対して対応するための環境整備はもちろん必要ですが、そこが主題になってしまったら、このこども基本法ができたという意味とか、子供を真ん中に置いていくということにはならないと思いますので、前も言いましたけれども、子育てするなら弥富というのは、子供が一番感じることでないといけない、そのように思いますし、そういう今後の弥富市の市政に関して、しっかり市長のリーダーシップを取っていただくことを期待して一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 9番 加藤克之です。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は部活動の地域移行の取組、そしてまた現状、これから対応、早期、いろんな言葉があるわけですが、まずは今の国・県を取り巻く環境の中で、今市としてやるべきこと、そのようなことを含みながら現状と対応策と今後の行く末、いろんな角度から質問させていただきます。

本日も議場内におかれまして、花卉組合からお花を寄贈いただきました。レウイシアというお花でございます。あるとおりにピンク、赤、ピンク。市長のところもピンクと。副市長のところも白と。黄色もあるわけですが、議長のところはオレンジですかね。

そんな感じでございますけど、改めて花卉組合の皆様方も、コロナ禍の中で継続して当議場内に寄進していただいております。ありがとうございます。

さて、寒さも増してまいりまして、皆さんにおかれましても昨日、今日と非常に身の引き締まる天気になりまして、一気に冷え込みが増してまいりました。しかし、3日間のお正月を迎えて初春の光を浴びて、我らも一日一日エネルギッシュなときを過ごしておる状況だと思う次第でございます。どうぞ令和5年が癸卯年、そして親からいただいた生命でスタートしたこの年です。また、上を向いて我らはそれぞれ一歩ずつ着実に踏み出し、歩み、跳ねる年ということになるかと思えます。その中では、共に着実に進めていきたいことがあるわけでございます。

今回は、学校の働き方改革も踏まえながら、この一年、日々国の取組も変化しつつある状況の中です。当然社会ニーズや生活の状況も変わり、対応と順応もしていかなければなりません。子供の生活も、身体も、心もと、様々な変化があります。そのような現代社会の中で、我らは対応策をしていかないといけないわけでございます。

今回、部活動の地域移行取組について、国として、また県として取組内容の新聞やテレビやネットや、多種多様に情報が流れているこの世の中です。新聞掲載を取り上げても、令和4年3月10日から始まり、4月26日、6月1日、6月4日、6月22日、7月6日、7月7日、7月26日、9月23日、9月30日、12月14日、12月28日と、私が知る限りこれだけ新聞の掲載、状況がなされてまいりました。これを全て読んでおりましても、いろんな思いがあります。でも、弥富市状況をつくり上げないといけないことを分かっていたきたく、今から現状と今後の対応、そしてまた思いを行政側としてお聞きしていきます。

まず初めに、当市において、3中学校の部活動の状況をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） お答えいたします。

3中学校の部活動の状況は、弥富中学校は運動部12、文化部3、弥富北中学校は運動部10、文化部2、十四山中学校は運動部5、文化部1でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 我ら少子化の話の中で、今の現状の中で、3中学校は運動部と文化部でそれぞれ未来の子供のために、教員さんを含め、地域の保護者を含め、子供たちをしっかりと応援している体制を今はつくれている状況かなあと感じる次第でございます。ただ、今後、令和5年という状況から地域移行のお言葉がたくさん出ております。地域移行の部活動のスケジュール等把握している中で、お答えいただきたいと思えます。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） お答えいたします。

現在、教育委員会において、地域部活動の受皿などについて協議を進めております。また、他市の状況等について情報収集をしているところでございます。今後は課題を整理し、関係団体との調整をまいります。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 当然国・県と対応していかなきゃいけない状況だと思います。しっかりと早期対応をしていく上では、情報共有、そして情報収集ということだと思います。確認をさせていただきました。

引き続いて、1番はこれからの日本の中学校体育連盟の現状、そしてまた今後をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） お答えいたします。

中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、全国大会、都道府県大会、地域大会及び市町村大会について見直しを進めております。

例えば日本中学校体育連盟においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定しています。そして、都道府県中体連は域内の中体連に必要な協力や支援を行うとされており、中体連の方向性が待たれているところでございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 今、弥富市におかれても学校単位で限定する状況の中で、海部津島大会や郡大会や西尾張大会や県大会と、しっかりと子供たちは勝ち上がりされている状況の部活動もあります。当然だと思います。そして、少子化のそのさなかで地域のクラブ活動や複数の合同チームと、これが複数の合同チームはもう各種部活動の団体では、どこどこの中学校とどこどこの中学校と一緒にあって大会に出ておられるという各部活動のところもございます。

そういう意味で、いろんなところがマッチして先生たちがお話を申し上げて、お互いの学校同士で子供のために試合ができる、練習ができる環境をつくり上げておられる状況だと私自身は感じております。大変ありがたいなあと思います。やはり小学校からいろんな活動をされている子供たちや、中学校になって初めて部活動や文化部に入ったりして活動されている状況の中で、やはり発表する場所、活動する場所、そういうところがあれば、先生も子供たちも前に向いて歩んでいただける姿が見られるわけでございます。そういう意味で今の現状は、そういう複数の合同チームを行っていただいている状況もあるかと思います。

その中で、地域クラブで取り組んでいるクラブ団体もあります。そういう地域のクラブ団体についても、多分行政の教育長さんはじめ、学校教育課長をはじめとするお話があって、前向きに進んでおる状況を推奨しているところもあるんじゃないかと感じております。これには指導者がしっかりとした方がいないと、なかなか進むことができない地域クラブ活動だと思います。いろんなことを含めると、やはり子供たちがその年に、その年にと、いい思い出を、いい活動をすることが大事な役目だと思います。どうか中体連におかれましても、この1年間でぐっと話が改革がされておられました。そういう意味で、しっかりと中体連の御意向に即して応援をする形を取ることは、中体連のお願い事かなあと思う次第でございます。

さらに先ほど回答でもありましたが、必要な協力や支援を行うというお話でございました。しっかりと新しい団体や新しい立ち上げや、当然協力と支援は必要だと思います。どうか中体連の関係者の皆様方はしっかりと現場、実情を踏まえた上で、弥富市に対しても御理解をいただきたいなあと思う次第でございます。

いろんなことを今申し上げましたが、当市としても今後どのように取組体制を行っていくかお聞きいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） お答えいたします。

本市では、専門的指導者として4年前から部活動指導員をお願いし、弥富中学校で2人、弥富北中学校で3人、十四山中学校で2人配置し、学校部活動から地域部活動への流れの素地をつくっております。来年度も各校に指導員を増員する予定です。また、地域移行について、教育委員会内で連携して対応してまいります。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 市のほうとしては4年前から部活動の指導員、地域にお願いして、弥富中学校で2名、柔道、なぎなた、弥富北中学校では野球、バスケ、なぎなた、十四山中学校ではソフトボール、バレーボールです。そういう意味で、今の状況でしっかりと部活動指導員が対応していただいていると。来年も各校に指導員を増員する計画というわけですが、ちなみに来年、どこの中学校、またどういう方を増員する計画、今お答えはすることができんでしょうか、お聞きします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 増員する部活動についてでございますが、各中学校から要請があります。そんなところで予算のほうを計上しているところですけども、どの部に配置するかというのは学校と今調整しておるところでございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） そうしたら、やっぱりこれも先ほど言われた実情ですね。中学校の先生のお願い事、要望、しっかりと地域の現場の声を聞いていくということで、教育部長、学校教育課長が取り組んでおられる、そういう言葉だったと思う次第でございます。

昨日、高山教育長も言われました現場の声を聞いていくということで、まさしく3人がしっかりとトライアングルを組んでやってみえる発言だったなあと感じた次第でございますので、どうか現場、教員を、また子供たちを、保護者をしっかりと聞く耳を持って行っていただけるかなあと感じた次第でございます。よろしい状況だと思いますので、このまま進んでいただきたいと思います。

部活動でもスポーツ系、文化系とあるわけでございますが、各自治体によっても非常に悩んでいる状況はたくさんある状況の中です。スポーツの分野では人数が確保しなければなりませんし、文化系でも指導者がおられるか、つくらないといけない状況だと思いますし、また場所なんかは、まだ中学校の施設が使えるからいいかなあと思うんですけど、今後部活動のスポーツ系と文化系に対しまして、当市としてはどのような考え方で進めていこうと思っておられますか、お伺いをいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） お答えいたします。

本市にとってどのような取組がよいのか、現在協議中ですが、関係する競技団体や文化・芸術団体と調整しながら進めてまいります。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 関係する競技団体、また文化・芸術団体と調整というわけでございます。関係する競技団体は当然いろんな部活動がありますし、そしてまた小学校でも活動してみえる団体もございます。当然文化系もございます。少年野球では野球とかサッカーとか、バレーとかバスケとか中心のスポーツはあるわけでございますし、文化・芸術では本当に吹奏楽や、今でいうとパソコンですか、そういう取組もあるかなあと思います。どうか文化協会さんともしっかりと対応できる部分、そしてまた指導者のできる弥富市におかれます方に一つ一つ丁寧に御説明をしていただいて対応していただきたいなあと思う次第でございます。そのことが子供と地域と触れ合うことも大事なかなあと思います。コロナ禍だからという中でもウイズコロナですから、やはり人生の先輩の人たちと子供さんたちが触れ合うことによって教養も深まりますし、また教えている方たちも元気をもらったり、また喜びをいただいたり、体が順応してくると思いますので、どうかしっかりと文化協会さんとも対応していただいて、文化のことは文化、スポーツ系はスポーツ系と、その中でも一生懸命取り組む方たちを推奨して、市としても応援していただいて指導者として対応していただければなあと思います。

また、当市におかれましては、愛知大学とも常日頃から提携もされておられます。そういう意味でやはり若い学生さんも、弥富市にとってもこれから大事なかなと思います。一つのこれは提案でございますけど、愛知大学との提携もございますので、この提携取組、協力要請を考えてみてはどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） お答えいたします。

部活動指導員について、学生に協力をいただくことは、専門的な人材確保の点からも有益であると考えております。本市では、愛知大学や愛知学院大学との間に包括連携協定を締結していることもあり、令和5年度の連携事業として協議をしております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 愛知大学、愛知学院大学との提携をしているところもありますので、お話を進めていく上では大事なかなというふうに僕自身は思っています。

県もこの新聞の中で書いてありましたけど、人材バンクというわけでございます、考えているという話。やはり指導者をつくっていく、お願いをしていく、教育長、大変なことですよ、これはね。本当に人を育てるといのはどこの分野でも今は大事なんですけど、この手だてを打たないといけない話だと思いますね。ですから、学生さんがもっと弥富市に関わる形をつくり上げることができれば、また魅力のあるまちをさらにしていただく、さらにいい弥富市の子供さんがおられるわけですから、やはりその指導を、年齢が近いほど多分子供さんは接しやすく、問題なく話しやすく、一緒にマッチングができるかなあというふうにも思う次第でございます。また、そういう対応をしていただくと一番よろしいつくりがなるかなあと思いますので、どうかこれは、大変ですけどお話を、窓口を挙げて学校教育課長に励んでいただければいい形になっていくんじゃないかなあというふうに思いますので、お願いと要望をしていきます。

いろんなことを申し上げさせていただきましたけど、その中でも市長に最後に見解、これに対してのお話をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 部活動のスムーズな地域移行、これは大変難しい問題だと認識をしております。保護者、学校、地域のスポーツ協会や文化協会等の協力、また専門的なスキル、ノウハウを持った市民の方の協力が大変重要となっております。本市といたしましても、やはり子供ファーストでスポーツ、文化・芸術を継続して親しむことができる機会の確保、教職員の働き方改革の仕組みを地域と共に推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 市長がしっかりと認識をしていただいているんでありがたいと思います。

本当に子供たち、親たち、地域たち、保護者たち、その三位一体にならないとこれは絶対に進むことができない。どのスポーツでもどの文化でも、その中でも、ほかのまちでは費用まで出して指導者にお願いする自治体もあります。しかし、行う方はボランティアで一生懸命やるという方もおられます。ですから今後弥富市におかれまして、今これだけ言った各種関係団体、どうかアンケートか、そしてまた生の現場の声を聞いていただける仕組みとか、取組をちょっとしていただけると一番いいかなあと。

先ほどに戻しますけど、現場の声を聞くということなんですよ、これが。やはりそれぞれ各種地域において大変なこともあるかと思いますが、ただもうこれだけ令和4年までは準備期間だと国ではお話をしているわけですから、いよいよ各自治体で早期対応をしていかないといけないという取組です。もう12月28日には、本当に働き方改革の教員の方のフォローの話も書いてあります。ですから、教員の方もやりたい方がおられたらやっていきたい、指導したい。そしてまた地域のクラブ活動についても、しっかりと地域クラブの人たち、そしてまた部活動の子供たち、しっかりと大会に、いろんな試合に出させていただきたい。そういう新しくきちっと改革をされた内容が書いてあります。そういう意味で、地域の実情に合わせた取組を弥富市も今後していただきたい。そういうふうに思いまして、今回の部活動移行についての取組と今後のお願い事ばかりでございますけど、本日の質問を収めさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後1時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時24分 休憩

午後1時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

昨日からの先輩の議員の皆様の一般質問を聞いていて思ったんですが、皆さん一生懸命に弥富市の問題は何か聞いて、調べて、考えて質問されています。これを事前に通告することによって、弥富市の執行部として前向きに検討してほしい、そう願っています。たくさんお言葉をいただいているんですが、何か無味乾燥な感じがしちゃうんですね。質問された皆さんは、答弁について満足されていないんじゃないかなというふうに感じるのは私だけなんじゃないかな。

何かおかしいよなと、ひな壇の並んでみえる市の職員の方を見ると、みんな手元の事前通告書を見ているんですね、必死に訴えている議員のほうを見ずに。学芸会じゃあるまいし、議員が原稿どおりに読み間違いがないかチェックする必要はありません。議員は対話を求めてきているわけです、それが議会じゃないですか。議員の顔を見て話を聞かないというのはどうなのでしょう。

事前通告制のよいところは、質問者が調査をして考えた疑問が大分前に送ってあるということです。ですから、行政のプロである行政職員がそれを分析して、弥富市としてどのような現状と方針を持っているか、市長、副市長と打合せをする時間が取ってあるということです。全部頭に入っているはずなので、今さら通告書を見る必要はないと思うんですよ。という私の疑問点、間違っているのでしょうか。副市長、もし何か間違っているんだったら、あるいはそうだと思うなら、もし答弁いただければ私としてはありがたいのですが、いかがですか。

○議長（平野広行君） 佐藤議員、通告に入っておりませんので、本人多分答弁しないと思いますので、通告に従って質問してください。

○6番（佐藤仁志君） 今回通告した2040年問題というのは、通告を受け取った市長にはすぐ分かっていたかと思いますが、安藤市長が選挙中に出されたこの公約ですね。選挙公報というのでしょうか、これに対するチェックだということはお分かりだと思います。一般質問で市長総括と問いかけても、部下の作った原稿を棒読みしているような気がしてならないんです。市長、目を合わせていただけないんですけど、そうなるとこの立派な選挙公約というか、これも優秀なる選挙対策本部が支援団体の意見を集めて格好よくまとめたんではないかという疑問が湧いてきますけど、これは間違いなのでしょうか。失礼ですか、はい。

では、書画カメラ1をお願いします。

安藤市長が地方公共団体と市長の関係をどう捉えているかを伺いたいと思います。

これは、地方公共団体の市民と議会、市民と行政職員の関係を表したものです。言うまでもなく、地方公共団体はオーナーであるところの、主権者であるところの市民が本来所有管理するものです。ただ、現実的な方策として、市長という執行機関を雇い、行政の専門家である行政職員を雇い、それをチェックする議員を雇っているわけです。

私たち議員は、市長と行政をチェックするために、市民の信託を受けてこの議場で質問をしています。外部の人間が他の組織、会社に対して調べたり意見を言っているわけではありません。自分たちの財産、予算が適正に執行され、適正に行政が行われているかどうかを主権者、つまりオーナーとして聞いているわけです。

私たち議員は、通告の内容について、その時々の方々の市民の困り事や関心、あるいは行政の計画、進捗に合わせて市民として共有すべきことを選択して聞いているつもりです。ある意味

年4回行われる議会において、定期検査じゃないですけども、市の幹部が各事業の方針、課題、進捗状況について、市長に確認するよい機会になっていると思っています。そういうつもりで質問事項を選んでいきます。通告した行政事務について質問しているわけで、所管する課長は事務について答えられないほうがおかしいですし、ですから議場において、市長は市の方針についていつでも答えられなければなりません。

事務局にお願いですが、書画カメラの図を180度回して上下逆さにしてもらえませんか。そうです、はい。

市長は、2040年の未来を市民の皆さんにお約束しますというふうに言ってみえますが、これは本来の関係を上下を逆転したものではないのでしょうか。私の疑問が間違っているのでしょうかね。お返事がいただけない。

では、書画カメラ2をお願いします。

さて、2040年には団塊ジュニアが65歳以上になり、人口減少と相まって相当深刻な高齢社会が訪れると言われています。いわゆるこれが2040年問題です。厚生労働省の資料を読みると、2040年には社会保障、介護、医療に関する公的な負担が今の1.5倍になってしまうことが問題であるというふうに理解できます。

書画カメラ3をお願いします。

弥富市においても、2040年の財政は、歳入面では人口減少により実質的には税負担能力が減少する一方で、歳出面では今以上に、先ほどの図で下のほうですね、扶助費、義務的経費が膨れ上がっていく中で施設の更新、維持管理、さらに駅自由通路などの投資に対する資産の償還が次の世代のツケとして大きくのしかかっています。弥富市民が安全で安心な暮らしをしていくために、2040年に破綻しない財政計画とまちづくり、防災が喫緊の課題であることは言うまでもありません。

そこで以下、順番に聞いていきます。

耐震性の低い建物について、書画カメラ4をお願いします。

南海トラフ巨大地震の発生確率8割のカウントダウンを示す図です。地震学者に言わせると、南海トラフ巨大地震、これは2035年からプラスマイナス5年、つまり2030年から2040年の間に必ず起きると言っているでしょう。規模を一言で言うなら2011年に起きた東日本大震災の10倍以上、死者で言うならば大震災が2万人ですけども、32万人とも23万人とも言われています。もちろん地震がいつ起きるかは予測はできません。しかし、プレートが動いている以上、地震が起きることは避けられません。

書画カメラ5をお願いします。

最優先の課題は、耐震性が低い住宅の耐震化です。弥富市地域強靱化計画では、イの一番に住宅、建築物等の耐震化の促進が上げられていますが、現状の数値と目標数値が表示され

ていません。そこで、弥富市内に昭和55年以前の建物が何件あるかを疑問に思っ
て税務課で聞いたところ、居宅・共同住宅宿舍、いわゆる住宅と思われる建物で昭和55年以前に取得されたのは6,690件あることが分かりました。

昭和56年に建築基準法が改正される以前の建物は、南海トラフ巨大地震の長時間の大きな揺れで倒壊するおそれがあります。この写真は、私がいわゆる熊本地震の現場へ行ってきた写真です。これはもともとは2階建てなんですが、どうしても昭和の建物は1階には壁が少ない。2階のほうは壁が多くて2階が1階を押し潰した形です。多くの居間とか台所、寝室が1階にありますので、ここで寝ていれば1階で押し潰されたということです。あるいは倒壊しないまでも相当な損傷を受けます。そして津波が襲います。

書画カメラ6をお願いします。

これは平家なんですけれども、昭和の建物というのは壁のバランスが悪いので、こういつたふうに傾いてぐちゃっというってしまうということです。

そこで、以下4点について、都市整備課長の考えを伺います。

(1)として、木造住宅耐震診断事業や民間住宅耐震改修費補助金制度の利用が伸び悩んでいる理由をどう認識していますか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 本市では、木造住宅耐震診断等事業は平成14年度から、木造住宅耐震改修費の補助制度は平成15年度から、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金は平成27年度から実施しており、今年度12月末までの累計で木造住宅耐震診断等事業は428件、木造住宅耐震改修費の補助制度は27件、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金は1件の利用実績がございます。

耐震診断につきましては、事業開始当初には多くの利用がございましたが、利用件数が減少傾向にありますので、固定資産税の納税通知書への案内の同封、戸別訪問など周知方法を工夫しながら利用者の増加につなげていきたいと考えております。

また、耐震改修費の補助につきましても、耐震診断と併せて周知しておりますが、耐震性を上げるための工事費が高額になること、建物所有者が高齢であることなどの理由により利用者が少ない状況にあると考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 木造住宅耐震診断事業が428件、これは6,690件の1割に届いていません。それから木造住宅の耐震改修費の補助制度は僅か27件、シェルターが1件です。伸びない理由として、工事費が高額で所有者が高齢、これは全国共通どこでも一緒やないですかね。

(2)番の質問を少し言われましたが、実は昨年は、空き家バンクのお知らせを固定資産税の納税通知書に発送したらどうかというのをお願いしたんですけれども、耐震診断や耐震工

事の相談先として都市整備課を案内することができないでしょうか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 固定資産税の納税通知書を活用した周知方法につきましては、これまでも内容を変えながら住宅に関するお知らせ等を同封し、計画的に実施しております。また、来年度以降も耐震関係や空き家対策など、内容を変更して周知を継続してまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） (3)として、2040年に向けて一刻も早く耐震化を実現するために、この6,690件の建物について、組織的な何か調査を行うべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 市内の旧耐震基準で建てられた建築物について、市が耐震診断等の調査を実施する考えはございません。市内の建築物の耐震対策につきましては、現在市が実施しております木造住宅耐震診断、民間木造耐震改修費補助金及び民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金を活用していただけるよう周知してまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） こうやって議論している間も、弥富市内で6,690件、これは全体の4分の1の住宅です。ですからざっくり言うと約1万人の人々が暮らしているわけです。このかけがえのない命が耐震性のない危険とも言える住宅で毎日暮らしているわけです。

1995年の阪神・淡路大震災以来、被災者の体験に耳を澄ませてきました。家族が倒壊した家に挟まれて助け出されない、火の手が追って焼け死ぬのが分かっている、見捨ててその場を離れなければならなかった方の苦しみは永遠に消えません。あるいは生き埋めになった方が、自分の家族が火災に遭わないよう自分を見捨てて逃げろと叫んだ気持ちは推しはかることができないものです。ですから、家が倒壊して命がなくなるということはあってはならないことです。この6,690件、約1万人の弥富市民を南海トラフの大地震が襲えば、大半が倒壊するおそれがあります。倒壊して即死する方も見えます。辛うじて生き埋めになって助かったとしても、堤防の近くで30分以内に津波が襲います。あるいは火災が襲います。このことを想像するだけで、いても立ってもいられない気持ちになりませんか。市長は何かにつけて市民に寄り添うとおっしゃっています。今までやったことだけでなく、これからどう寄り添うかについて心の籠もった答弁をお願いします。

(4)として、いつまでに耐震化を完了させるんですか、期限と目標についてお伺いします。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 耐震対策につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、本市における住宅・建設物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画と

して策定した弥富市耐震改修促進計画に基づき進めており、令和12年度には耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としておりますので、現在はその目標に向けて取組を進めております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 令和12年度までに、つまりあと約8年ですね、解消と。目標にされていると思います。ただ、あと8年でということになると、耐震診断だけでも毎年何棟必要なんでしょう。今までやった数以上に必要じゃないでしょうか。

通告に対する答弁書は、当然市長が目を通して承認されたはずですが、市長は市民に寄り添う、2040年に向けてリーダーシップを発揮すると言われておりますので、できれば市長の気持ちをお伺いしたいところなんです、答弁では様々な政策をやってきましたと言っていますが、これは全国どこでもやっていることであって、弥富市として他都市にないとか、特に踏み込んだものとは思えません。

耐震化には手間も予算もかかります。とても課長の手に負えるものじゃないと思います。しかし、耐震化を進めることによって犠牲者が少なければ、倒壊する家が少なければ、それに見合う以上の削減効果があります。何よりも弥富市民の4分の1の命が危険にさらされていることに対してどうお考えなんでしょうか。啓発や補助事業は他都市並みにやっている、けどやってくれない、それでいいんでしょうか。住宅の耐震化について、市長答弁は通告には入っていませんけれども、答弁されるお考えはあるんでしょうか。なければ次へ行きますが。

○議長（平野広行君） 佐藤議員、通告にございませんで次に進んでください。

○6番（佐藤仁志君） 市長のお答えをいただけませんので、次へ行きます。

次に、津波・高潮緊急時避難場所及び指定避難所についてお伺いします。

カメラ7をお願いします。

これは木曽川の堤防、東名阪のすぐ南のところから南を撮った写真です。左右が縮めてありますので、ちょっとそこは御勘弁願います。向かって右側が宅地より高い木曽川の水面で、満潮のときには海拔1.2メートルになります。左側が水面より低い宅地、これの地面が大体海拔マイナス1.5メートルぐらいです。残念ながら木曽川の堤防は木曽岬のところと違ってコンクリートの補強がほとんどされていません。

書画カメラ8をお願いします。

これはその断面図です。国の中部地方整備局の報告書を基に書かせてもらっています。

土の堤防というのは高さが7メートルもありますので、特にマイナス1.5メートルから見上げると、9メートルのとても高い堤防に守られているように思うんですが、これが地震の液状化によって3分の1ぐらいになると言われています。

書画カメラ9をお願いします。

これも国の作っている重ねるハザードマップの引用です。弥富市の西北部に家屋が倒れる危険性のある区域というのが示してあります。写真は上層の水害のときに、この写真の建物、これも2階建てだったんですが、1階が例によって潰れて2階だけが転がっているというような図面になっています。

今日の新聞報道にもあったんですが、南海トラフはあまりにも大きいもんですから、西半分か東半分どっちかが動くだろうと。そうすると残った半分ですね、これが割れ残りというんですけれども、これが1週間以内に動く可能性が極めて高いということが様々な研究で報告されています。

そこで南海トラフ地震臨時情報発令時における防災対策として、次の書画カメラ10をお願いします。

地震発生後30分以内に30センチ以上、30センチといたらもう逃げられません。浸水が生じる区域が指定されて、弥富市でもこの木曽川沿い、日光川沿い、善太川沿いも厳密には入るかもしれませんが指定されています。そもそも弥富市北部は高潮・津波に対する緊急避難としての一時避難場所が不足していることに多くの市民が不安を思っています。また、一定期間を過ごす避難所の整備は緊急に必要な対策だと思われます。避難場所、避難所の不足について、生命を守る立場からどのように認識しているか、いつまでにどのような対策をするのか、防災課長に伺います。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 本市の緊急時避難場所は、御指摘の北部地区にあります弥生学区のみが人口における収容率が100%に達しておりません。令和4年3月議会の一般質問でも佐藤仁志議員へ御答弁させていただいておりますが、昨年度弥生学区内では、11月に川崎重工業株式会社弥富寮の立体駐車場の一部を追加指定させていただき協定を締結しました。また、今年度は新たに水資源機構木曽川用水総合管理所弥富管理所の管理棟と民間マンションを指定させていただき協定を締結しております。現在も民間の建物の中から候補地の選定調査を実施しており、安全であることが確認できた建物から順次協定の締結に向けて、所有者に対し交渉しているところであります。本市といたしましては、弥生学区の収容率が一日も早く100%を達成するように、今後も協定の締結に向けて努めてまいります。

また、災害時に自宅が被災し、生活することが困難な方が一定期間生活をするための避難所については、災害対策本部が避難者の状況を的確に把握し、既存の一次開設避難所から三次開設避難所を有効に活用して対応してまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 今の答弁では一日でも早く100%達成するように努めると、課長答弁

の限界なんでしょうか。住民としては、努めるんじゃないくて、いつまでに実行するかを聞きたいわけです。市長は何かにつけて市民に寄り添うとおっしゃっています。今までやってきたことじゃなくて、これからどう寄り添うかについて市長のお考えというのは聞けないんでしょうか。聞けないようでしたら次へ進みます。

3つ目として、海部南部消防組合消防本部消防署について伺います。

現在の消防本部消防署が高潮・津波で浸水する区域にあり、はしご車を含め重要な車両が現在の車庫では水没してしまうために、想定される浸水の高さよりも高い位置に車両を収容するための対策は喫緊の課題であると思います。海部南部消防組合の事業とはいえ、実質的には弥富市と飛島村の負担です。起債に対する地方交付税措置があるとはいえ、弥富市が実質的にどれぐらい将来負担が必要なんでしょうか、防災課長に伺います。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 令和5年1月5日に開催されました海部南部消防組合議会臨時会の説明によりますと、現在海部南部消防組合は新庁舎建設に向けて、津波・高潮による浸水対策を含めて実施設計をしております。新庁舎建設事業費については、海部南部消防組合は現時点で約23億円と見込まれております。その財源内訳等については、工事請負契約の議決後に御報告させていただきます。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） はしご車はじめ消防車というのは1台何億円というものですから、23億円かけて守る。もちろん消防職員の命を守ること大事なことです。ですが、同じく弥富市民の命を守るための避難タワーに23億円、これはやめろと言っているんじゃないですよ、やっぱり重要な予算じゃないでしょうか。

4番目として、車新田の土地区画整理事業について通告してありますが、後に回します。

5番目に、弥富駅周辺の整備について通告してありますが、後に回します。

6番目のJR・弥富駅自由通路の維持管理費についても通告してありますが、後に回します。

7番目、公共施設再配置計画について、書画カメラ11をお願いします。

2040年問題は、まさしく公共施設の高齢化に伴う大規模改修や建て替え問題も深刻です。今年度だけでも白鳥コミュニティのエアコンが故障し、幸いに直りました。それから社協センターが現在故障しています。メーカーに出せば30年、もうそんなの寿命ですよという世界に入っています。

合併の直前に弥富市と十四山で建設した福祉センターやスポーツセンターなどが大規模改修せざるを得ない段階になっています。あるいは今年度でしたっけ、総合体育館の特定天井撤去改修に1億7,600万円もかかります。本当はまとめて工事をやった場合のほうが安いので

ですけれども、割高になってしまうかもしれません。見ていただいているのは、弥富市の資料から、きちんと新設と同じように最新のレベルで改修すると、計算上390億円かかるはずで。2040年までの大規模改修が必要な施設と想定金額を財政課長に伺います。

○議長（平野広行君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） 2040年までに大規模改修が必要な施設は、南部コミュニティセンター、白鳥コミュニティセンター、総合社会教育センター、TKEスポーツセンター、まちなか交流館、こちらの市役所本庁舎、十四山支所、総合福祉センター、十四山総合福祉センター、いこいの里、各小・中学校、保育所、子育て支援施設などがあり、改修に係る現段階での概算金額は約149億円でございます。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 今言っていたのは、どうしても必要な場所ですね。149億円。恐らく簡素な最低限の改修でもそれだけでもかかります。まさか駅自由通路や区画整理でお金がなくなるので、こちらをけちっていることはないということを願うばかりです。

次に、財政計画について、書画カメラ12をお願いします。

これは中期財政計画の実績をグラフに表したものです。赤い矢印の点線の下が義務的な経費として、公債費、扶助費、人件費で、上のほうが物件費であったり、維持補修費、補助金、下水道、それから福祉に関する繰出金、普通建設事業債ということです。

この2040年に向けてのリニアだの、デジタル社会だの、ばら色の夢が語られていますが、あくまで弥富市の魅力は子育てや安全・安心な暮らしではないんでしょうか。ふだんの生活からかけ離れた自由通路事業や区画整理事業、駅前周辺整備に市民が十分に周知されていない状態で進んで、いつの間にか巨額の予算が吸い込まれていきます。これは起債という借金があるので当年度で見えにくいんですね、ツケ回しされています。ところが、少子化により負担する人がどんどん減っていきます。

書画カメラ13をお願いします。

これが最近の貯金を使い果たして増大する借金の状況です。下の青いのが借金、上の赤いのが貯金ということで最近急に増えています。

今後の財政計画は以上のような財政負担があり、さらに下水道会計に毎年5億円程度を繰り入れなければ下水道が維持できない状態です。災害に備えて道路や水路の改修も急務です。このような状態で2040年に向けて財政は大丈夫なんでしょうか。今後の起債と償還、起債残高の推移はどのように想定していますか、財政課長に伺います。

○議長（平野広行君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） 長期の財政見通しであります令和13年度までの推計に基づきますと、一般会計で起債の借入れは令和7年度にピークを迎える想定で約24億円、公債費は令和

13年度が約15億円の償還、起債残高は令和10年度で約190億円と見込んでおります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 事務局、書画カメラ12をもう一度お願いできないでしょうか。

弥富市の中期財政計画をずっと見ていくと、普通建設事業費は、駅の終わった後は一切合財で年5億円しか見ていません。インフラと箱物を合わせてこれでできるんでしょうか。

過去の実績からいうと、借金の返済である公債費は、先ほどの答弁では15億円ということですが、過去の実績からでは大体11億円ぐらいで4億円増えます。この分ほかの予算にしわが寄ると思うんですよね。別の言い方をすれば、駅などの箱物が将来世代に行っているということなんです。

今答弁された計画に駅は入っていると思いますが、消防署や弥富駅中央駅前広場、数十億円かかると思います。区画整理も数十億円かかります。こういうのって入っていないんじゃないんですか。だって、担当課長は金額が分からないの一点張りです。起債残高は令和12年でしたっけ、190億円とおっしゃいましたが、もっと増えちゃうんじゃないのかなという気がするんですが、ちょっと今疑問に思っちゃべっちゃったので、消防署や中央駅前広場、区画整理の補助や負担金って入っているのかどうか、財政課長、お答えいただけますか。

○議長（平野広行君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） 議員御指摘のとおり、事業費が決まっていないものについては、5億円ということで、具体的な費用は見込んでおりません。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） ということで、財布を預かる財政課長は非常に苦しい立場だと思いますが、組織の中でしっかり議論していただいて、破綻のないようにお願いしたいと思います。

私が通告したのは、あくまでこの2040年問題の選挙公約に対する分析と疑問ですので、本当は市長にお伺いしたいところなんです。安藤市長は人柄もいいし、県会議員の見解もあり、立派な人だとみんな言っています。駅も橋上化してくれる、駅前広場もやってくれる、車新田の区画整理もやってくれる、土地改良にも精通しているんで、これからポンプ場をばんばん整備してくれると思っているはずなんです。

しかし、この市長が公約で掲げた2040年、このときこそ税金を負担する人口は今の何割も減っています。皮肉な話ですけれども、近鉄弥富駅の橋上化に補助した1995年の頃が税負担率のピークだったんです。恐らく2040年はその半分です。その2040年になったときに、市民の立場から言えば、誰がこんな借金をつくったんだと、借金のおかげでその他の道路や施設は大したことはないし、福祉についてもちょっと見劣りしているんじゃないかということになりませんか。お答えいただければ次へ進みたいと思います。

それでは、大きな2番に入りたいと思いますので、次が2040年に向けて、職員の働き方と

組織風土の向上をというテーマです。

市の職員の皆さんは、自ら希望して極めて厳しい試験を突破して、晴れて弥富市の職員になられました。全ての職員が全体の奉仕者として高い理想を持って働いてみえると思います。ところが現実には、人員削減の人が減らされる一方で行政の対応は細分化し、困難な状況の中で日々奮闘されていると思います。

書画カメラ14をお願いします。

読ませていただきますけれども、弥富市に採用された職員は、最初にこれを宣誓しないと公務を行っちゃいけないということになっています。私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。私は、地方公共団体の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓いますと宣言されています。

しかし、日々の業務の中で、特に個人プレーではなく組織として市民と対峙する中で、なかなか本音が言えないことに苦しんでおられるんじゃないかというふうに推察しております。ちっぽけな保身のために上司や市長に従う、あるいは組織を守るつもりで外部に対して秘密だらけにするのが正しい公務員でしょうか。人それぞれだと思いますが、最終的に公務員人生全体を見渡して恥ずべきことのない公務を全うするのが公務員の生き方、使命であると思いませんか。

カメラ15をお願いします。

市長が再選され2期目に入り、選挙戦を通じて様々な団体や支援者から要望をいただき、それを実現しようとなさっていると思います。しかし、市民は市長に白紙委任状を出したわけではありません。市長が一人で見たり、聞いたり、考えたり、指示できることはごく限られています。二百数十人の職員の皆さん一人一人が実際に地方自治の現場で市民の人から要望されたこと、見たこと、聞いたこと、これは実施していて無駄やなあ、無理やなあという矛盾を感じていることのほうがはるかに多様で確かな目と耳と頭です。

書画カメラ16をお願いします。

市民からちょっと難しい質問があると、上に聞かないと答えられませんという職員の回答がたまに聞かれますが、あれはやめてください。あなたたち市の職員は、きちんと試験を受けて、全体の奉仕者として一般職の地方公務員であるので、担当職務について、あなたたちが市民と向き合う責任者です。その分野における市長と言ってもいいかもしれません。

地方公務員には、一人一人に公平かつ公正な行政を行う権力が与えられています。何よりも市長や、この議員もしょせん4年に1回選挙で替わるはかないものです。公平・公正、継続性を持った自治体職員がしっかりと市民の様々な困り事を継続性を持った形で処理しているからこそ、地方公共団体が維持ができます。それが住んでよかった弥富の核心のはずです。

まさにあなたたち公務員の働き方次第、さじ加減で弥富の福祉が大きく変えられます。逆に、弥富市民の側から言えば、仮に現在、弥富市政に魅力がないから別の市役所を選びたいといっても、弥富市役所以外には選択できないという特権に守られています。極めて神聖な仕事であることは言うまでもありません。

そこで、職場環境としての休職職員についてです。

書画カメラ17をお願いします。

職場にパワハラやセクハラがあってはならないことは言うまでもありません。しかし、形式で問題なく実質的に職員が安心して働ける職場になっているのでしょうか。

私の懸念は、弥富市役所の中において複雑な案件、難しい案件について、部や課を超えて知恵を出し合う仕組みがない、助け合う仕組みがないんじゃないかという懸念です。私自身も、まさしく行政の末端で市民と向き合う様々な矛盾を解決しなければならない立場で仕事をしてきました。

弥富市のホームページでチェックしたところ、この表にあるように、心身を病んで休職している職員が平成30年度には13人、令和元年21人、令和2年度25人、令和3年度33人と毎年増えています。この数は何人ではなく何件ですので、ごめんなさい。ホームページには人となっていますけれども、1人の人間がダブルカウントされています。相当深刻な状況だと思います。その具体的な内容は個人情報として答弁できないのですが、やはり上司の姿勢というものが大きな影響を与えていると考えます。

以前から一般質問でお願いしているんですけども、係長職や課長職に登用する場合の本人の意思確認や今後の対策について、人事秘書課長に伺います。

○議長（平野広行君） 山森人事秘書課長。

○人事秘書課長（山森隆彦君） 議員御指摘の市ホームページで公表しております休職職員数につきましては、同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その回数を計上しております。現在休職中の職員数は、令和5年1月1日現在6名となっております。

職員の昇任基準としましては、在籍年数や在級年数等を考慮し、一定の基準を満たした職員を昇任や昇格の選考対象としております。選考に当たりましては、人事評価結果等を活用し、職員の能力及び実績が昇任させる職に必要な職務遂行能力に見合うかどうか考慮した上で判断することとしております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 適切にやろうとしていらっしゃるということを否定するつもりはありません。ただ、僕も現場であれですけども、職場のチームワークなんですよね。そういう中で、やっぱり役職者というのをみんなが支えていけるような対応をつくってほしいと思います。

人事秘書課長は安全衛生も担当されているはずなので御存じだと思いますが、労働災害における経験則の一つで有名なのはハインリッヒの法則ですね。これは、1つの重大事項の背後には29の軽微な事故があり、その背景には300の異常、ヒヤリ・ハットが存在するといえます。ということは、今答弁いただきました休職者6人ということは、単純に計算すると休職まで追い込まれていないにしても、その予備軍が29倍、約180人ですか、いるはずですね。なので、こうなってくると、もう心の故障について個人の資質の影響が大きいというレベルではなくて、やはり私も雇われ人で勤めましたけれども、雇われ人としてはそこを支配する上司、組織というものにあらがえない。与えられた環境条件の中で心の健康をいかに保つかということです。

市長はよく寄り添うとおっしゃっています。本当に上司がこの組織一人一人の職員の心に寄り添っているのかどうか。なかなか市長に御意見いただけないんですけど、ここにもあるんですけども、市長は寄り添う、所信表明で市民何でも窓口相談の設置運営として、一人で悩みを抱え込み、心を痛めることのないように多種多様な困り事を相談できる総合的な窓口を設置し、誰一人取り残されることがないような市役所をつくってまいります。これは、まさしく市の職員がまずは誰一人取り残されない、そういうふうにしていただきたいと思いますのですが、市長どうなんですかね。

お答えいただけないと思いますので次へ進みますけれども、結局問題は人をどう育てるかということだと思います。この安藤市長に替わってからの人事を見ていると、結局上から順番に部長、課長、係長と割り振ってきているので、どれだけやる気があって優秀な職員でも、40代にならないと係長級にもなれないと。これは遅過ぎませんか。普通の活気のある都市では、幹部を育てるために本人の能力があれば、意思があれば、これは要するに係長試験をやるということなんですけどね。あるいはそれに見合った要求を聞くということですが、大体30代で係長、40代で課長、50代で部長にして様々な経験を育てます。やっぱり本当に職員を管理監督できる監督者というのは、遅くとも30代から監督者の立場にして育てなければ育つ張りがありません。どうもちっともお答えできないので失礼承知で言いますけれども、弥富市においては市長が直接人事しているとしか思えない。これは職員が育たないと思いませんか。お答え多分いただけないと思いますので……。

〔「ちゃんと通告どおりにやっていただきたいと思います。通告もしていないのに答えていただけないとか全く失礼ですよ」
の声あり〕

○議長（平野広行君） 静粛をお願いします。今佐藤議員の質問中ですので、再三佐藤議員に申し上げますが、通告に従って本市議会は進行しておりますので、通告していない分に関しては答弁しませんので、重々その辺を御理解いただいて質問を進めていただきたいと思います。

す。

では質問を続けてください。

○6番（佐藤仁志君） はい、ちょっとそれは後にします。

それでは、職場環境としてのキャッシュレス化について、書画カメラ18をお願いします。

弥富市公金等取扱適正化対策委員会で対策を打ち出されています。机上の対策は、実際に現場に移して手直しを重ねなければ実質的には改善にはなりません。むしろ机上の対策が職員に対して不必要な業務負担、心理的負担になっている可能性があります。

弥富市公金等取扱適正化対策委員会のその後の進捗管理はどうなっていますか。特にキャッシュレス化が強調されていますが、いつまでにどのような方策で実現するのでしょうか、総務部長に伺います。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 公共施設の利用料につきまして、担当者はもとより特に利用する市民が簡単、便利に施設を利用予約できるような公共施設予約システムを構築していきます。そのシステムにてオンライン決済、キャッシュレス決済を導入する一連の事業を、指定管理者の導入も含め、経済的な料金で予算化できるよう研究してまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） この件に限らず、今の役所というのは思いつきのような慢性の改革病で現場は疲弊しています。総務部長こそが現場のたたき上げで、上からの理不尽な要求にもっと声を上げてキャッシュレス化をすぐ実現する、それが部下の働きにおける部長の立場じゃないかなあと思います。

次に、保育現場の改善についてです。

全国的に保育所における事件、不祥事が報道され、市民にも不安が高まっていますが、相変わらずマニュアルを整備する、チェック表を作るなど職員に負担のかかるものばかり進められています。根本的には、人手不足が根本原因です。保護者や保育関係者から子供たちにせめてもう一人保育士をとという声が出され、シンポジウムや要望活動が進められています。テレビ、新聞でも報道されるようになっていきます。

書画カメラ19をお願いします。

これは、もっと本当に子供たちや保育者が困っているというのを4コマ漫画でやったもので、ホームページ上でも見られますので、ぜひ皆さん御覧ください。

そもそも国の定めた保育職員の配置基準が何十年も前に決めた基準であり、大幅に不足しています。現在の長時間保育や子供の保育者の環境変化に追いついていません。2040年に弥富市に魅力があると実現できるために、保育はとても重要な課題です。国の水準に甘んじることなく、さらなる保育士の配置や待遇の改善に取り組んでいくと考えるかどうか、具体的

に何をするか児童課長に伺います。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 保育現場の改善についてお答えさせていただきます。

保育所職員の配置につきましては、発達の遅れが気になる児童に1対1で保育士を加配するなど、国の基準を超えた配置を行っております。保育士の待遇につきましては、本市の正規職員の初任給は、行政職と同様に国が示す基準より4号給上げた給与体系となっており、会計年度任用職員につきましても、報酬や休暇制度を正規職員に準じた雇用条件に見直しを行っております。

保育業務の改善については、保育所長会及び副所長会それぞれで随時検討を進めており、保育士に係る業務負担の軽減を図っております。

主な実績といたしましては、写真販売をネットプリントサービスに切り替え写真の仕分けや現金の取扱いをなくしたことや、保護者の要望を踏まえ、使用済み紙おむつの自園回収処分を始めたことで保育士の作業負担を軽減することができました。また、ICTを活用した保育所情報配信システムの導入を検討しております。デジタル化による情報配信や連絡体制を整備することで、保育士及び保護者双方の負担が大幅に軽減できるのではないかと期待しております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 先ほどの給与の点もそうですが、やはり公立であることによって保育士さんの給与、待遇というのは確保されています。民営化すると数千万安くなるそうですが、やっぱり移管後の民間では公定価格の範囲内でしか運営できない。なので先ほどおっしゃっているような1対1の障がい児対応として職員を1対1で配置するようなことというのは、移管後のひので保育所でできるんでしょうか。恐らく保障の限りではないと思います。今後、今ひので保育所がどんどん民間移行と言っていますけれども、そういった点も含めて、本当に公立保育所と同等の職員が、同等の保育ができるのか、しっかりと課長さんたちには見ていってほしいと思いますし、我々議会としてもしっかり監視していく必要があるんじゃないかなあというふうに思います。

次に4番、財産管理についてです。

書画カメラ20をお願いします。

2040年に向けて、ひので保育所の建物が無償譲渡するというふうで今進んでいます。ところが、ひので保育所の建設費は財産台帳を調べると3億九千八百何がしです。現在価格は2億円まだ残っています。今後予定している弥生保育所の建設費も3億五千三百何がし、それから現在の残存価額は2億四千七百万円何がしとなっています。

愛知県下でどういう状況かということですが、名古屋市は減額して有償譲渡、無償貸与が

瀬戸市はじめ8自治体、無償譲渡が11自治体です。

条例上公共的な団体であるということで無償譲渡する規定はありますが、あくまで個別案件について、無償が相当であることの理論的な計算が必要です。ですので、この図は必要条件として法令等には反していないのでしょう。ただし、十分条件として個別案件について公平・公正・妥当性、理論的な計算による証明、公開された検証が必要だと思います。

愛知県から払下げを受けた元農業試験場の建物については有償貸与で、借りる側が建物の改修や修繕、維持管理をすることになっています。これと同じ条件でひので保育所も当分の間無償貸与とし、大規模改修が必要になったとき、つまり価値がなくなったときに譲渡すればいいのじゃないですか、財政課長に伺います。

○議長（平野広行君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） 保育所の民営化につきましては、民間で公共と同様のサービスが提供可能な事業については、移譲することで公共が行うべき事業を維持しつつ、サービス水準の向上やコスト縮減を図ることができるものであると考えております。

議員御指摘のとおり、担当課で公私連携幼保連携型認定こども園制度の活用などについて個別に判断した結果、無償で譲渡を行うことにより効率的な施設の運営や事業への参入促進が図られたと聞いております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 今の答弁を聞いていると、残存価値があるということは御認識されていると思います。

学校法人が公共的な団体であったとしても、もっと極端に言えば、仮に相手が県や市町村のような公共団体であったとしても、財産的な価値のあるものを特定の団体に無償で与えるということは、実際には利益の供与にほかなりません。私が理論的に計算したかと質問しているのは、理論的に無価値のものであれば贈与に当たりませんが、価値のある以上贈与以外何物でもありません。これは市民の財産であって、市長の財産ではありません。ですから、どれだけの財産を、書類上は無償かもしれませんが、有償というか利益供与しますということに対してきちんと考えて、きちんと説明責任が取れないと、これについては後で問題になると思いますので、今答弁いただきましたけれども、この点については今後もよく理論構築をしていただきたいと思います。

一生懸命一般質問しているわけなんですけれども、通告に一応私としては市民の課題として通告した範囲内で答弁いただいて、それについて疑問な点をもう一度ただしたいところなんですけれども、ちょっとそのことについては非常に残念というか、やっぱり最初に戻りますけど、何か学芸会をやっておるわけじゃないもんですから、もっと対話がしたいんですよね。ですから、そこら辺は今後の課題として、今回の一般質問を終わらせていただきます。以上

です。

〔発言する者あり〕

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は2時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時33分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

本日、3項目について質問をさせていただきます。

事前に質問通告書は出しましたが、詳細についてはお出ししてございません。当たり前にお答えいただける範囲で質問させていただきますので、誠心誠意お答えをいただきたいと思っています。

今日の放送は今後ユーチューブなんかに流れますので、おかげさまで9月議会の一般質問、全5,200回ぐらい視聴されたそうですけど、おかげさまで1,000回を超えまして、かなりの視聴をいただいておりますので、また今日の答弁も多分皆さん見ていただけたと思いますので、市民の皆さん見てみえますので、きちっと答弁をお願いいたします。

それでは、1番目の投票率向上について。

写真1をお願いいたします。

これは桑名市のホームページからお借りしました。昨年11月20日に行われました弥富市長選挙では、過去最低の46.18%の投票率との結果でありました。3年前の我々の市議会議員選挙の投票率も辛うじて50.0%と、半分の有権者は棄権、選挙の投票率の低下は全国的にも同様で、弥富市だけの問題ではございません。有権者の半分も投票に行かなかった事実を市長はどのように評価されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の市長選挙につきましては、投票率といたしましては46.18%と、前回の市長選挙と比べますと約5ポイント低下する結果となりました。直近の周辺自治体の市長選挙におきましても本市と同様に投票率が低い傾向にありまして、津島市では39.32%、愛西市では37.30%、あま市では33.13%と、いずれも30%台の投票率という状況になっております。

期日前投票におきましては、制度の認知度が上がってきたこともあり、前回の市長選挙と比べますと全ての投票区において増加し、投票者数は約1,500人増加をしております。

投票システムを導入している8投票区の年代別の投票率を分析したところ、10代では30.71%、20代では23.23%、30代では31.53%と他の年代と比べまして低い状況となっておりますことから、若い世代に向けたメッセージの発信や呼びかけ等、若い世代への啓発が必要であると考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 今のお答えを聞いておりますと、弥富はまだいいほうなんだと、こういうふうにおっしゃっているように見えますが、令和3年に行われました衆議院議員選挙56.58%、昨年の参議院選挙においては52.81%、身近な選挙の割には非常に投票率が悪かったかなあと、こういうふうに感じたわけでございます。

投票率の向上について、市長、何かアイデアはございませんでしょうか。今回の選挙において、何か新たな選挙投票率の向上に取組をされたのかお尋ねをいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 投票率につきましては、全国的に低下しており、特に若い世代の投票率が低い状況となっております。本市におきましても、10代、20代の若い世代において投票率が低い状況となっており、有権者となる前の早い段階において、政治や社会への関心を高める主権者教育を進めていくことが重要であると考えております。

現在、小・中学校には選挙啓発ポスター、コンクールへの作品募集を実施し、低年齢から選挙に関心を持ってもらうよう努めており、二十歳の集いでは選挙啓発のためのパンフレットを配布し、選挙への意識高揚を図っております。今後は教育委員会と連携して、市内小・中学校、高校への選挙に関する出前講座での模擬投票などの実施や、生徒会役員の選挙などにおいて投票箱や記載台などを学校へお貸しして、実際に自ら投票し選挙のような体験をすることによって選挙への関心を持ち、選挙を身近なものに感じてもらえるような啓発活動を進めていかなければならないと考えております。

また、公開討論会につきましては、公職選挙法などの法令を根拠に開催しているものではなく、一般に青年会議所やNPO法人などの民間団体が主催して開催しているものであります。その開催により立候補予定者の政策を比較し、その政策について理解を深めることができるものでありますが、あくまで民間団体や、党や立候補予定者の自発的活動の範囲で行われるものと考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） ありがとうございます。

なかなか投票率を上げる名案というのは見つからない。弥富市長選挙と同一日程で行われたのが桑名の市議会議員選挙、こちら45%ほどでございました。たまたまこの関係で桑名市のホームページをちょっとのぞいてみましたらちょっと出てきましたのが、次の写真

をお願いいたします。

まさしく先ほど市長おっしゃったとおり、若いときから選挙に関心を持っていただくということで、桑名市選挙管理委員会では早い段階から選挙への関心を高めてもらいたい、若い世代が啓発することで周りの有権者への選挙啓発が期待されることから、市内の中学生と共に選挙啓発活動に取り組んでおります。これは中学生の肉声で投票に行ってくださいよという宣伝カーを回したようでございます。まさしくさっきおっしゃいました市長のおっしゃるとおりでございます。

次、期日前投票ですね。次の写真をお願いいたします。

桑名市さんの取組では、三重交通のバスを使って移動投票所、これを前回の市長選挙でおやりになったみたいで、商業施設や桑名駅、市内の各高等学校へ期日前投票所を設置し、投票環境を向上させる新たな取組を実施した。これはテレビでも流れておりました。こういったやり方もあるかなあとと思いますけど、お金のかかることでございます。手間もかかります。

先ほどの市長の答弁のとおり、弥富市長選挙においては、投票者数の約3分の1が期日前投票で投票されておりますね。弥富市のほうは、ホームページ上ちょっと公表されておりましたが、今ちょっとお聞きしたところによると、かなり細かい数字を把握してみえるみたいなんですけど、桑名市さんは期日前投票の投票所別の投票者数をホームページで公表されていまして、ここで一番少ない投票区でも17%、多い投票区だともう半数近い方が期日前投票をやっておる。こういった形で有権者の投票動向を選挙管理委員会として分析、検討したことがあるのかお伺いします。

○議長（平野広行君） これは通告外ですけど答弁できますか、できればいいですよ。できますか。

総務課長。

○総務課長（横江兼光君） 今回の市長選挙の投票の分析をというお話でありますけど、先ほど市長の答弁にもございましたように、投票システムを導入している投票区が8か所ございまして、そちらの投票区につきましては年代別、男女別で投票の動向を把握しておりまして、そちらのほうを確認して分析をいたしております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 分析していただいたら、またその結果を選挙管理委員会のほうで再検討していただいて、投票率を向上させることをまた一回お考えいただけないかなあと。

次に、お金のかからない投票率の向上ということですね。私、事前通告の一旦詳細を出したんですけど、議長のほうから時間切れだから引っ込めてくれということで引っ込めましたけど、その中に入っておった部分で答弁今いただいたんですけど、今では各地で行われている公開討論会ですが、青森県の御意見箱には、公開討論会の制度化と参加の義務づけについて

の提言があったそうでございます。

選挙管理委員会の回答では、各立候補予定者の政策を有権者が直接比較することができる、投票の参考に資するとの点では投票率の向上に一定の役割を果たしていると考えられると、こういうふうに回答しておるわけです。今回も海部津島青年会議所から開催の呼びかけがあったと聞きますが、なぜ行われなかったのか。市長、これはなぜ行われなかったのかお聞きしたいです。お願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 公開討論会につきましては、個々の判断で別にこれはお願いするしないというのがあるものですから、戦略の一つとして、私は公開討論会をしないという選択をしました。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） ちょっとお答えが違うような気がしますので、事前に先週、青年会議所の担当者に電話してお聞きしました。理由はコロナが蔓延するからやめておきましょうと、こういう話で青年会議所の担当者に電話で私、お聞きしました。確認しました。ちょっと今の理由とは違うと思うんですが。4年前の選挙もこれはお断りになっていますよね。これも私、確認しています。そのときコロナはなかったんですが、4年前の理由を覚えてみえたらちょっとお答えをお願いしたいです。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） すみません、忘れました。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） そうですね、昨日のことでも私も忘れますので、お忘れになったかも分かりませんが、そのときは何か御都合がつかないということで、できないということでお聞きしておりました。

公開討論会は、先ほどの青森県の選挙管理委員会の回答のとおり一定の効果があるものだと思いますが、もう一つ、一定の効果がある。コロナだからやめましょうとおっしゃったと聞いています。その後でオンラインでどうですかという提案があったらしいんですけど、それもお断りになったということで、これは事実ですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） そのようなお話はいただいていないと私は思っております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 言った言わんの話になりますけど、青年会議所の担当者には、そういうお答えをいただきましたのでできませんでしたと、こういう回答をいただいております。どちらが本当なのか、これは青年会議所の方をここへ連れてきて言わせるわけにいきません

ので。昔、電話回線が戦前普及した頃に、インターネット、電話で伝染病が感染するような時代があったそうです。そういう話があった。そういう感覚かなあとも私は本当に不思議に思ったんですけど、事実そういうお話があったにもかかわらず、やらなかった。理由は確かに、私が聞いたのはコロナが蔓延するといけないからと、こういう話です。ところが、選挙が始まると同時に盛んに個人演説会をやられた。これはコロナの蔓延ということは心配なされなかったんですか、どうですか。

○議長（平野広行君） 加藤議員に申し上げます。これは質問内容がずれておりますので、通告に従って質問してください。

加藤議員。

○5番（加藤明由君） 当然これは関連ですから重要な問題だと思います。ちょっとお答えがコロナということでお認めになっていないので、これ以上やってもしょうがないですかね。市長本人が否定されていますので、分かりました。ここでやめておきます。

また4年後にも選挙があるんですが、市長、新城市、ここは一番西の外れ、新城市は一番東の外れですね。面積は499キロ平米と10倍ある。だけれども、人口は新城さんは毎年500ずつ自然減、2年で1,000人減っていく、こんなまちです。今4万4,000人ぐらいですからほぼ同じです。

ここがこういう条例を持っておるんです。新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例、こういう条例をおつくりになって制度化しておるわけですね。ただ、強制的に引っ張り出すわけにいきませんので、一応こういう条例をつくって、第2条、市長は、その任期満了の50日前の日から選挙の告示の日の前日までの間のいずれかの日に公開政策討論会を開催するものとする。こういう条例をおつくりになって、前回選挙で3日間にわたって、その日ごとにテーマを変えて、3回に分けて3か所の場所で公開討論会をやってみえる。どうですか市長、4年先までにこういう条例をつくりませんか。

○議長（平野広行君） これも通告にございませんので、通告に従って質問を進めてください。

○5番（加藤明由君） 分かりました。これぐらいのことは答弁されてもいいと思うんですけど、多分答弁しないほうが都合がいいんでしょうね、分かりました。次へ行きます。

それでは2番目、写真2をお願いいたします。

特別職・議員の報酬・期末手当の透明性について、これで質問させていただきます。

広報「やとみ」12月号の6ページ、7ページ、人事行政の運営などの状況、特別職の報酬などの状況、令和4年4月1日現在が公表されました。

市長・副市長・教育長の給料、議長・副議長・議員の報酬は正確な金額が公表されております。ところが、市長等及び議員等の期末手当が、公表されている金額と実際に支給されている金額に大きな差がございます。実際に支払われた金額をなぜ公表しないのか、この広報

をお作りになった方、お答えください。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 市長等及び議員等の期末手当につきましては、実際に支払われた金額を公表したのではなく、報酬月額と同様に条例に規定しております制度上の支給率を公表したものでございます。弥富市としてはそういう形を取っております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○５番（加藤明由君） これを御覧になった方はですよ、少なくともこの1.625を掛けて、月額39万8,000円に1.625を掛けて65万弱ぐらいの金額と、こういうふうに連想させるのはもう当たり前だと思うんですよ。ところが実際、私も多分全員一緒だと思うんだけど、93万7,787円頂きました。となると、もうこれは随分違うわけなんですよ。誤解を招きますよね、これは。何か裏金をもらっている、非常に気まずいと思うんですけど、なぜこれは公表できないんですか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 公表できないわけではありません。近隣自治体の状況も踏まえまして、議員御指摘の加算措置も明記した内容を今後掲載するかどうかを検討してまいります。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○５番（加藤明由君） ほかを見てみますと、刈谷市さんはもう本当に正直にきちっと公表してみえますよね。報酬月額掛ける1.45掛ける1.625、ですからうちの場合は1.45というのが抜けておるわけですよ。ですから、もうこれは私に言わせると、市民を本当にだましておるようなもんだなあと。なぜこれ、いつそこれは書かんなら書かんほうがいいんですよ、こんなことを。ですから皆さん12月号を見た方は、みんなこれは1.625を掛けて大体65万ぐらいもらったんだなあと、こういうふうにしか思えないわけなんですよ。ですから、これは見たら北名古屋市さん、刈谷市さん、それから桑名市さんはちょっと分かりにくいんですけど、きちんと公表しておみえになります。ですからぜひとも、本当はもう訂正していただきたいぐらいなんですけど、ちょうど私らがそのボーナスを振り込んでいただいた12月9日、この日の中日新聞の県内版を見ますと、県職員に今日ボーナスを支給と、こう書いてありますよね。特別職、大村知事が347万7,838円とこう書いてありますから、これは恐らく税込みの支給額だと思います。県会議員が230万2,056円、ですからこれも最後には1.625と書いてありますけど、実際の税込みの支給額だと思うんですよ。

別にこれは公表したっていいと思うんですけど、多分今日ここで私がもうこうやって言っちゃいましたので、今さら寝た子を起こすなということになるのかどうか知りませんが、まさかそれはないと思いますので、ぜひとも次からは正直に公表することをどうですか。市長、どうですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいまのお話につきましては内部で検討し、公表するほうで進めてまいりたいと思っております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） ありがとうございます。ぜひともそのようにお願いしたいです。何とも後ろめたいと思います、こんなことをやっていますと。

次なんですけど、同じページに、弥富市長の給与の特例により令和元年7月1日から令和4年12月1日までの間、給料月額65万1,700円、期末手当を3割減額としています。これに理由が書いていないもんですから、見た人は非常に美談になっております。この金額からすると、見た人は副市長より、教育長よりも市長は安いんですね。なぜ市長だけ、多分財政難だから協力してみえるかなと、こういう感覚でお読みになった方がお見えになります。そうとしか取れませんが、なぜ理由を書かなかったんですか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 弥富市人事行政の運営等の状況の公表については、本市の広報紙にて、市民の皆様幅広く知っていただくものとして職員の任用や給与などを掲載いたしておりますので、その理由については掲載はしておりません。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 確かに、これはうそではないです。これは事実なんです、間違いないんです。

これは12月の広報紙ですからまあまあですけど、仮に11月の市長選挙の前にこれを出したら多分問題になると思います。これは美談になっていますから。理由は、多分4年前の話ですから皆さんお忘れになって、市民の方は多分ほとんどお忘れになっている。もう責任取っただけの話でしょう、3割減額。それが何も書いていませんから美談なんです、これ。ですからこういう紛らわしい、さっきの我々の期末手当のことについてでもそうですし、このことについてでもきちっと、市民の方が見るんですから市民に分かりやすいように書いていただく。これは市長どうですか、どう思われますか。

○議長（平野広行君） 何回か申し上げますけど、これも通告にございませんので、通告に従って次の質問に移ってください。

○5番（加藤明由君） お答えも大体想像できますから、いいです、はい。分かりました。

それでは、次へ行きます。

3番目、3番の写真をお願いいたします。

御覧になっておるのは主要地方道弥富名古屋線、これの開通見通しについてお伺いいたします。

御覧のＪＲの線路に沿った海部土地改良事務所の前から又八のほうに向いて東向きに、線路沿いにできた道路なんですけど、この橋が完成してから既に６年たっています。橋が完成してから６年、用地買収を取りかかってからほぼ四半世紀、２５年ぐらい過ぎておるわけですね。その区間が僅か４５０メートルぐらいで、いまだかつて、どうも最近お聞きしますところによると、２年ぐらい前に令和４年中に開通させると、こういうふうにおっしゃったんですが、どうも黄信号どころか赤信号がついて、もう年度内完成は絶対ないよと聞きましたけど、これは事実がどうなんでしょう、いつこれは開通するんですか。

○議長（平野広行君） 神野土木課長。

○土木課長（神野忠昭君） 主要地方道弥富名古屋線の又八工区について御説明させていただきます。

本事業につきましては、愛知県が平成１２年度から用地買収に着手し事業を進めているところでございますが、一部用地の権限について課題があるため、供用開始日につきましては今のところ確定していませんが、工事につきましては、今年度中に県道子宝愛西線との交差部の工事を発注すると聞いております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○５番（加藤明由君） 幾ら工事をしていただいても通れないようなもんだったら、結局住民に対して何の利益もないわけですよ。

それで、前も一遍言ったんですけど、もう消防車両だけでも、緊急時だけでも通すことを消防署と県と検討していただけないか。このぐらいいつのことだかわけの分からんようなものに、現状もう通って通れない状況ではございません。ちょっと補強すればすぐ通れる状態になっておりますけど、これを延々といつまでも待っていただくのもなんですから、ぜひとも、緊急車両だけです。チェーンで止めておいて、鍵を開けて閉めておいたってぐるぐる回っているより早いと思います。実際消防署を出てから又八の神社ぐらいからだったら２分で来ると思います。現状は恐らく踏切が両方開いておったとしても、１０分ぐらいかかるんじゃないですかね。ですから、見通しが立たないようでしたら、もう早速そちらのほうの検討を始めていただきたいと思いますけど、どうですか。

○議長（平野広行君） 神野土木課長。

○土木課長（神野忠昭君） 先ほど申し上げましたとおり、現在供用開始に向けて事業を進めており、今年度もこれから工事を発注するところでございます。

令和３年３月議会での答弁のとおり、碎石状態での路面状況で万一パンクして到着が遅れてもいけません。また、供用開始前の道路で事故が起きた場合の責任の所在など、大変難しい課題があります。議員御指摘のとおり、この道路が開通しますと緊急車両の到着時間は大きく短縮することができますので、一日でも早く供用開始できるよう国や県へ働きかけてま

いります。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 現状、工事をする場合に、工事車両がもう何往復としてやって、別にパンクしておったとかそんなこと見たこともないですし、はまっちゃって身動きが取れなかったことを見たことないですから、別にやる気であればいつでもやれる状況にあると思います。消防署と県のほうと一回きちっと相談していただいて、一日も早く緊急車両が来られるように検討だけしていただいて、これで終わります。ありがとうございました。

〔発言する者あり〕

○議長（平野広行君） 静粛をお願いします。私語は慎んでください。

通告のありました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時15分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 加 藤 克 之

同 議員 高 橋 八重典